

平成31年第2回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成31年3月6日（第3日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	松尾裕哉
企画財政課長	井崎直樹	税務課長	木下信博
住民課長	門田和昭	保健福祉課長	大串靖弘
長寿社会課長	矢川又弘	生活環境課長	小池武敏
水道課長	中村政文	下水道課長	片渕徹
農業振興課長	堤正久	産業創生課長	久原浩文
農村整備課長	笠原政浩	建設課長	喜多忠則
会計管理者	西山里美	学校教育課長	吉岡正博
生涯学習課長	千布一夫	農業委員会事務局長	久原雅紀
白石創生推進専門監	坂本博樹	収納対策専門監	川崎直健
保険専門監	小川善秋	健康づくり専門監	武富健
農村整備専門監	稲富道広		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小柳八束
議事係長	中原賢一
議事係書記	緒方千鶴子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。
12番 井 崎 好 信 13番 内 野 さよ子

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

5. 大串武次議員

1. 経営所得安定対策について
2. 収入保険制度について
3. 多面的支払交付金事業について

6. 溝口 誠議員

1. 収入保険制度について
2. 地力増進に向けた取り組みについて

7. 中村秀子議員

1. 農業の振興について
2. 業務のICT化について

8. 友田香将雄議員

1. 産学官連携によるまちづくりについて
2. 地域活力の創出と地域経済の活性化について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、井崎好信議員、内野さよ子議員、両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4名です。
順次発言を許します。大串武次議員。

○大串武次議員

おはようございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問に入らせていただきたいと思います。

今回、3項目にわたって質問させていただきますので、皆さんよろしく願いいたします。

最初に、稲作経営所得安定対策についてお伺いしたいと思いますけど、この事業につきましても皆さんほとんど御承知かと思うわけでございますけど、今回取り上げさせていただきました目的といたしましては、近年、非常に深堀り面積が多い。要するに、転作面積が多過ぎるという状況下に近年あるわけございまして、これをなるべく解消していただく方策がないものか。その点について疑問を持っていたわけでございますので、取り上げさせていただいた次第でございます。よろしく願いいたします。

まず最初に、今年度の佐賀県での米の生産数量目標は、昨年度からすると1,659トン減の13万3,812トンとなっているわけでございますけど、本町ではどのような状態なのか最初にお伺いいたします。

○堤 正久農業振興課長

お答えをさせていただきます。

まず初めに、平成30年産の状況についてお話をさせていただいてから入りたいと思います。

政府は、米の政策の見直しといたしまして、平成30年産から国による生産数量目標の配分をやめ、国が策定をいたします需給見通しを踏まえつつ、生産者や集荷業者などの団体が中心となって需要に応じた生産が行える状況になれるよう、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組むことになりました。この見直しを受けまして、佐賀県農業再生協議会では、平成30年産以降においても需給に応じた生産がなされるよう、佐賀県農業再生協議会が生産の目安を地域農業再生協議会へ示すこととなっています。

このような中、佐賀県農業再生協議会では国の需給見通しを踏まえ、平成31年産の米の生産数量目標を、議員の御質問のとおり、13万3,812トンと策定をいたしました。そのうち、本町へ1万7,191トン、面積換算値で申し上げますと3,289ヘクタールが配分となっているところでございます。

以上でございます。

○大串武次議員

今、説明していただきました1万7,191トン、面積換算値で3,289ヘクタールの面積は前年と比較してどうなってるのか、幾ら作付面積が減ったのかお伺いいたします。

○堤 正久農業振興課長

昨年の本町への配分は1万7,414トン、面積換算値で申し上げますと3,340ヘクタールでありましたので、223トン、面積換算値で51ヘクタール少なくなっております。

以上でございます。

○大串武次議員

昨年からすると223トン、面積換算値で51ヘクタール少なくなっているということでございますけど、本町での今年度、平成31年度の転作目標面積は幾らで何%になるのか。また、現在、今年度の転作予定面積は、ことし計画されてる予定面積でございますけど、この面積が幾らになっているのか。面積と率、何%なのかをお伺いいたします。

○堤 正久農業振興課長

佐賀県から平成31年度の本町への配分1万7,191トンを受けまして、学校関係や八平干拓分を除きまして約1万6,815トンが本町の生産の目安となります。これを、平成23年から同29年産の7年間の最高と最低を除いた5年平均単収523キロで面積換算をしますと、水稻作付可能面積は約3,217ヘクタールとなります。本町全体の水田面積が5,078ヘクタールということになっておりますので、水稻作付可能面積3,217ヘクタールを差し引いた1,861ヘクタールが転作目標面積となります。また、目標転作率につきましては、転作目標面積1,861ヘクタールを全水田面積で割り返しまして36.65%となります。昨年度は35.77%でありましたので、0.88%転作が増加したことになります。

この生産数量目標につきましては、昨年12月25日に白石町農業再生協議会の幹事会を経まして、1月18日の再生協議会の臨時総会を開催しまして承認をいただいたところでございます。

以上でございます。

○大串武次議員

だいぶですね、約三十六、七%の転作率になっておるようでございますけど、ことしは、座談会あたりでもちょっと聞いておりますけど、町全体では100ヘクタールを超える深掘り面積になってると聞き及んでおります。支所単位では多分10町強ぐらいの深掘りの面積になってると思いますが、支所単位では10町ぐらいの面積であればなかなか深掘りの解消は難しいかもわかりませんが、町全体でことしは約100ヘクタールぐらいだと、先ほどの面積を言っていたのから計算してまいりますとそれくらいじゃなかろうかと思っておりますけど、過去は100町以上、200町のった年度もあるようございますけど、これを支所にある程度解消してくださいと支所単位でお願いしても、なかなか各地域では難しいようございます。ですから、これを町全体で、支所単位、9支所町内あるわけでございますけど、そこら辺での対応はできないものか。考えたことがあられるのか。その辺についてお伺いいたします。

○堤 正久農業振興課長

お答えをさせていただきます。

J Aの各支所で取りまとめられております平成31年産の転作計画面積では、今年1月末現在でございますが、1,955ヘクタールでございます。先ほど、転作目標面積が1,861ヘクタールと申し上げましたけども、94ヘクタールの超過となっている状況でございます。この転作目標面積より超過する、いわゆる深掘り面積につきましては、過去5年間で申し上げますと、平成26年産が69ヘクタール、同じく27年産が165ヘクタール、28年産が204ヘクタール、平成29年産が183ヘクタール、今年産、30年産が237ヘクタールの深掘りとなっております、徐々に深掘りが進行をしている状況でございます。

御質問につきましては、現在、J A各支所において調整が行われている大豆のブロックローテーション等の生産調整を町全体で行う考えはないのか、そういう検討をなされたことがあるのかということでございますが、生産調整につきましては、細部にわたる情報の伝達、それと収集、そういったことが必要でございますので、J A各支所で取りまとめられている現在のシステムが最善と考えておりますが、平成32年、平成32年は来ないかもしれませんが、2020年ごろにJ A支所の再編というのが控えております。関係機関と、どのように改善を行ったほうがスムーズな転作を行うことができるのかということもあわせて、今後、協議をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○大串武次議員

ことは、今説明受けましたように94ヘクタールぐらいで、最近のあれからいきますと半分ぐらいに減ってるようでございますけど、260町とかになりますと、六角支所でも水田面積の約50%ぐらいに当たるわけですよ、支所単位でいきますと。福富が約1,000町ぐらいだと思いますけど、福富でも全体からいきますと、二百五、六十町となりますと約4分の1の面積を、転作をしなくていい面積を余計してるというふうな状況になるわけでございますので、今度、今課長の答弁にもありますけど、J Aも統廃合がなされ、逆に今まで以上にこういう面については取り組みやすくなるんじゃないかというふうに思いますので、町で再編協議会も事務局を持っておられると、協議会あたりのメンバーにも入っていただいておりますので、ぜひこういうふうな面積についてはそういうふうな中で解消していただくように努力をしていただきたいというふうに思います。

それでは、昨年度、こういうふうな影響を受けて、私からどことは申し上げられませんが、町内の乾燥貯蔵施設において、米の稼働率が悪く、改善指導がなされています。その対応はどういうふうになされているのかお伺いいたします。

○堤 正久農業振興課長

対応ということでございますが、該当するカントリーエレベーターにつきましては、平成22年の強い農業づくり交付金事業を活用いたしまして設置をなされております。平成23年から稼働をいたしておりますけども、事業費につきましては15億3,700万円、

そのうち7億2,000万円が国費というふうになっております。

この事業につきましては、事業評価報告書などを国へ報告することが義務づけられておりますので、毎年報告を行ってるところでございますけども、報告事項のうち、議員の御質問にありましたように、施設の利用率が思わしくないと。そういうことで、佐賀県のほうから改善についての要請が9月に参ったところでございます。これを受けまして、平成30年9月20日にJAさが白石中央支所や関係支所と打ち合わせを行いまして、対応を協議いたしたところでございます。

関係支所におきましても直ちに対応をされて、関係支所においては当日の生産組合長会で説明。また、もう一方のほうの支所でも翌日、9月21日になりますけども、カントリーエレベーターの緊急役員会を開催。10月3日にカントリーエレベーターの緊急強化運営委員会が開催をされまして、その中で、1点目に、大豆のブロックローテーションの見直し。2点目に、JA白石地区で実施をされております米の増収運動の取り組みの強化。3つ目に、麦の作付面積の拡大。4つ目に、自主転作。WCS用稲などの主食用米への転換を推進すると。5番目に、地域担い手へカントリーエレベーター利用を推進する。6番目に、入作者への管内への出荷を推進すると。7番目に、米、麦安定生産の指導強化を行うなどの対策を講じることが決定をなされております。

これによりまして、10月下旬から11月上旬の生産組合長会や営農座談会を経まして、12月に施設利用率向上に向けた生産調整の見直しが行われたところでございます。この結果、現時点で私どもが把握をいたしております転作面積の数字といたしまして、対前年度におきまして、一つの支所では23.6ヘクタール、もう一方の支所では34.4ヘクタールの転作面積が減少をしているところでございます。

以上でございます。

○大串武次議員

今年度はある程度解消が見込まれるというふうな回答ではなかったらうかというふうに思うわけでございますけど、これもうずっとですね、ブロックローテーションはずっとかわって、3年ごとに、大体3年回しで回っておりますので、来年度はまたこういう指導をしなければ、以前のまま、要するに転作面積が、大体ことしはこがしこせんばりゃいかんという認識を全部持つておられますので、来年もこういうふうな相談をしていかないと、また戻る可能性があるということを認識をしておいていただきたいと思えます。

それから、1つの共乾だけが今問題になっておりますけど、施設は各支所に1箇所なり2箇所、乾燥貯蔵施設があります。ですから、どこでも補助事業で対応がなされておりますので、こういう問題は管内でもまだ出てくる可能性がありますので、こういうことにならないよう、町として、行政として指導していくべきではなかろうかなというふうに思いますので、その辺を十分認識をして対応していただきたいというふうに思います。

こういうふうなことで、こういうことも深掘り面積が多いから起こり得ることだと考えられるわけでございます。深掘り面積が多くなっている理由はなぜだと思っておられるのかお尋ねいたします。

○堤 正久農業振興課長

先ほどから答弁をさせていただいておりますけども、町全体の転作面積、これにつきましては平成29年産が2,029ヘクタールと平成30年産が2,050ヘクタール。これを比較いたしますと、21ヘクタール程度が転作面積がふえている状況になっております。その要因につきましては、各支所で十分以前から計画をされている大豆のブロックローテーション、それ以外の転作、いわゆる自主転作の増加が考えられると思っておりますのでございます。

この自主転作につきましては、飼料作物、ホールクroppサイレージ、いわゆるWCS用稲、加工用米、レンコン、キャベツ等の転作野菜、または無作付地などがございますけども、特にWCS用稲が29年と30年を比較いたしまして約46ヘクタールほど増加をしていることによるものだと思っております。

ただし、平成31年1月現在の取りまとめによりますと、平成30年産から見て、平成31年産は約143ヘクタール深掘りが緩和する見込みでございます。

以上でございます。

○大串武次議員

それでは、ことしもこういうことで、いろいろ理由もよくわかりました。とにかく、先ほど申し上げましたように3年の、36%ぐらいですので、大体3割ずつの減反で回っておりますので、来年以降こういうことが余り生じないよう、ぜひ努力をさせていただきたいというふうに思います。

それから、今年度から県単位による転作拡大で水田交付金10アール当たり5,000円の追加配分がなされると、昨年12月22日の農業新聞に掲載されていましたが、この内容と、本町でもこの10アール当たり5,000円の追加配分は対象となるのかお伺いいたします。

○堤 正久農業振興課長

平成31年度の経営所得安定対策の水田活用の直接支払交付金の中で、新たな事業として、メニューといたしまして、平成31年度緊急転換加算と高収益作物等拡大加算の2つのメニューが追加をなされております。この事業が対象となった場合は、まず佐賀県農業再生協議会に交付金が交付され、それから対象となる地域農業再生協議会へ配分されることと聞いておりますが、地域農業再生協議会はそれぞれの産地交付金のメニューを新たに設定いたしまして該当者に交付することとなるようでございます。

まず、2つのメニューのうち、平成31年度緊急転換加算についてお話をさせていただきます。このメニューにつきましては、佐賀県全体で、前年産と比較して主食用米の減少面積に対して、議員の御質問のとおり、10アール当たり5,000円が追加配分されるということになっております。このメニューにつきましては、平成31年度限りの措置ということになっております。

また、高収益作物等拡大加算につきましては、対象品目は高収益転作野菜、餅を含む加工用米、輸出用米などで、交付要件として1つ目に、前年産と比較をして主

食用米の作付面積が減少していること、2つ目に、前年産と比較して対象品目全体の作付が増加していることなどを満たした場合に追加交付されることとなっております。

先ほど答弁いたしましたとおり、平成31年度の転作面積は昨年度の転作面積2,050ヘクタールから95ヘクタール少なくなる見込みでありまして、平成31年度限りの措置であります10アール当たり5,000円の追加交付される緊急転換加算についてはないものというふうに考えております。

なお、高収益作物等拡大加算につきましては、しばらくの間継続をされるという見込みでございますので、次年度以降、32年度以降ですね、本町でも対象となる可能性はあります。

以上でございます。

○大串武次議員

ありがとうございました。面積もちょっと昨年からすると減っておりますので、追加配分は白石は無理のようだということで納得いたしました。

それから、この項の最後でございますけど、説明にもございましたけど、近年、WCS用稲、稲発酵粗飼料でございますけど、これが急激な作付面積の増加になっていきます。この影響で大豆のブロックローテーションに支障など出ていないのかお尋ねいたします。

○堤 正久農業振興課長

WCS用稲のことでございます。近年のWCS用稲の作付の動向を申し上げますと、平成26年産が140ヘクタール、27年産が183ヘクタール、28年産が189ヘクタール、29年産が193ヘクタール、本年、平成30年産が239ヘクタール作付をなされております。この5年間で100ヘクタールほどの増加というふうになっている状況でございます。

お尋ねの大豆のブロックローテーションに支障が出ていないのかという御質問でございますけども、例えば大豆のブロックローテーションの真ん中にWCS用稲を作付をなされた場合などは、隣接する大豆の圃場に水の浸透をするということで、障害を受けるといようなことが考えられますけども、近年では、見回したところ、そういう事例はほとんど見当たりません。そのように思っているところでございます。

ただ、影響があるとすれば、先ほど答弁をいたしましたとおり、カントリーエレベーター、ライスセンターの利用率の低下というふうなこともございまして、せっかく計画をされた、長年計画をされている大豆のブロックローテーションに変化があって、大豆からWCSにかわっていくということでの、そういう問題点があるかというふうに思っております。

それと、大豆が減少するということになってきますと、補助事業等を利用して共同利用の機械等、大豆のコンバインとかですね、そういうものを購入されてるところについて利用率が下がってくるということで、これも先ほど申し上げたカントリーエレベーターの例と同じように、大豆のコンバインとかその他の大豆の機械等の利用率の低下ということにもつながってこようかと思っております。

そういう状況ではございますけども、WCS用稲というのは経営所得安定対策のメ

ニューの一つでありまして、その取り組みを制限することは、作付をしないでくださいなどの制限を加えることは町としてはできないものかというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○大串武次議員

確かに、制限することはできませんけど、周囲に影響がないような指導だけ是可以るんじゃないかと思っておりますので、そういうふうなことに努力をしていただきたいと思っております。

それでは、この項につきましてはこれで終わらせていただきたいと思っております。

次に、収入保険制度についてお伺いいたします。

今年度から始まる収入保険制度の加入状況はどうなってるのかお伺いいたします。

○堤 正久農業振興課長

御質問の収入保険制度につきましては、当白石町においては杵島地区農業共済組合が事業主体として事業推進を行ってるところでございます。杵島地区農業共済組合の管内で申し上げますと、本年1月末現在で89名の方が収入保険に加入をされておまして、そのうち白石町については64名の方が加入をされていると伺っているところでございます。

以上でございます。

○大串武次議員

非常に加入状況が少ないなという、64名ですからね。杵島共済管内で89名。掛金が非常に高いですしね、いろいろ総合して見ておきますと、また、きょう事業内容についてはお尋ねをしておりますけど、園芸をされている方でないと加入してメリットがほとんどないと。米、麦、大豆では、ほとんど町内におきましては法人化もなされておられますし、そういうふうな条件からしますと加入したいと思ってもできない方が多いのであれでございますけど、64名というのはやっぱり少ないなと感じた次第でございます。

これ直接関係はございませんけど、町内で現在、認定農業者は何名いらっしゃるのかお尋ねいたします。

○堤 正久農業振興課長

お答えをさせていただきます。

本町の認定農業者数につきましては、本年の1月末現在で567名となっております。以上でございます。

○大串武次議員

567名ですか。収入保険の加入は64名と少なく、認定農業者の中で青色申告書は何名されてるのか、これはお尋ねしておりますのでお尋ねいたしませんけど、認定農

業者を対象とした青色申告者へ収入保険制度の加入を促していかなければいけないんじゃないかなと。ほとんど認定農業者の方は園芸主体で、所得目標が500万円か700円、多分、所得目標に従って認定農業者に認定なされてると思いますので、そこら辺の経営を安定維持されていくためには、こういうふうな収入保険制度あたり加入していただければ農業経営としては非常に、最近は自然災害も多く発生しておりますので、そういうふうなことで促していただきたいというふうに思うわけですが、次に、収入保険制度は青色申告が義務づけられてるわけですが、申告期間5年未満の引き下げで補填変動になってるようになっていますけど、どういふようになってるのかお伺いいたします。

○堤 正久農業振興課長

御質問の収入保険の青色申告の期間に応じた補填の変動ということでございますが、青色申告の実績年数によりまして保険部分に係る補償限度額が変化するという事になっております。申告実績が平成30年分を含め2年だと70%、3年だと75%、4年だと78%、5年以上の申告実績がある方であれば上限の80%と、徐々に上がっていく仕組みとなっているようになっています。これは、あくまで保険部分に係る補償の変動というふうに御理解していただきたいと思っております。

以上でございます。

○大串武次議員

非常に率が、申告期間、経験が短い方はパーセントが下がってるようになっていますけど、当初はこういうことになっておりませんでしたので、加入なされてる方でもびっくりなされてるんじゃないかなというふうに思う次第でございます。

それでは、収入保険制度に加入希望されている方で青色申告期間が5年未満の方は何名いらっしゃるのかお尋ねいたします。

○堤 正久農業振興課長

白石町内64名の方が収入保険に加入をなされておりますけども、そのうち6名の方が青色申告の5年未満の方だというふうに共済のほうからお伺いをいたしております。

以上でございます。

○大串武次議員

やっぱり未満の方もいらっしゃいましたね。

それから、農業共済は今年度から、水稻共済も創設以来当然加入の義務づけが廃止され、任意加入になるようですけども、これは本当なのか。また、手続はいつごろから始まるのかお伺いいたします。

○堤 正久農業振興課長

農業共済制度につきましては、昭和22年に発足をいたしまして以来70年を経過をいたしております、時代の変化とともに農業者の減少や高齢化の時代を迎え、農業共

済制度が根本的に見直されることとなったようでございます。

これは、農業共済の根拠法でもございました農業災害補償法が廃止をされ、農業保険法が平成30年4月に成立し、収入保険制度が新たに加わることとなったこととなりました。また、これまでの農作物共済も、その内容が一部変更となったものの、その制度は継続となっております。農業者といたしましては、自分の経営内容で共済が選べる選択肢がふえ、より充実された共済制度になったものと考えております。

そのため、議員おっしゃるとおり、水稻共済制度につきましては、収入保険制度が創設されるに当たりまして今までの当然加入を見直す必要が生じたことから、任意加入に変更されたものと伺っております。また、その手続につきましては、収入保険制度への加入申請は平成30年12月までに取りまとめが終了いたしておりまして、農作物共済につきましては当然、収入保険に加入されていない方を対象として、4月以降に加入申請となるようでございます。

以上でございます。

○大串武次議員

任意加入となりますと、農業収入への依存度が低い小規模農家を中心に、共済をやめる農家が懸念されるわけでございます。加入しないでおこうというふうな農家がふえられるんじゃないかなと思うんですけど、こういう方に町としてどういうふうに対応していこうと考えておられるのかお伺いいたします。

○堤 正久農業振興課長

収入保険制度や農作物共済、これは選択できるものの任意加入となっております。先ほどの答弁のとおりでございますが、このため、どちらにも加入しない、いわゆる無保険者が出てくる可能性はございます。先ほど申し上げましたけれども、さまざまな災害等々もございます。集中豪雨や台風災害など万が一に備え、どちらかの制度に可能な限り加入をしていただきたいと思いますと考えているところでございます。

以上でございます。

○大串武次議員

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

近年、国内では自然災害が多く発生しています。収入保険、農業共済も加入なされないとなれば、農業収入が減少し、農業の衰退が心配されるわけでございますけど、どう思われているのかお伺いいたします。

○田島健一町長

私のほうからお答え申し上げたいというふうに思います。

冬ももうすぐ終わります。春となり、またすぐ梅雨が参ります。ことしは災害がないことを祈っておるところでございますけれども、梅雨に入りますと、近年では線状降水帯とかいろんな話で集中豪雨が全国各地で発生しております。そして、大変な被害をもたらしてるところでございます。去年はまた、逆走台風という珍しい台風とい

いますか、ございまして、5つの台風が本土に上陸し、異常気象が続いてる状況にございまして。

先ほど来、課長も答弁申し上げておりますとおり、この保険制度でございまして、私のほうから申し上げるのはどうかと思っておりますけれども、これは任意というふうになってございまして、災害に見舞われることも想定いたしますと、いずれかの保険に加入していただいたほうがよいのではないかと。これを町として、行政として積極的バックアップはできにくいところもありますけれども、感覚的にはどちらかのほうに入ってもらったほうがいいんじゃないかなということしか私どもから言えないのかなというふうに思います。

以上です。

○大串武次議員

町長からも答弁いただきましたように、ぜひどちらかには加入をしていただくよう促していただきたいと。任意加入になりましたけど、今まで当然加入をしていただいておりますので、引き続きお願いしていただくような形で努力をしていただきたいというふうに思います。

それでは、3項目のほうに移らせていただきたいと思っております。多面的機能支払交付金についてお伺いいたします。

平成31年度事業から、多面的機能支払交付金が新しい5箇年計画の実施期間に入ると思われますけれども、どのように制度の見直しなどが行われているのか。また、その事業内容についてお伺いいたします。

○笠原政浩農村整備課長

多面的支払交付金事業の今年度の町内の取り組みの状況といたしまして、まず農地維持支払交付金に67組織、5,176ヘクタール、資源向上支払交付金の共同活動に66組織、5,103ヘクタール、資源向上支払交付金の長寿命化活動に51組織、4,466ヘクタールとなっております。

この事業につきましては、来年度から3期対策が始まります。3期対策の事業に向けて、若干の事業内容の変更がっております。基本的に交付金の単価については変更はありませんが、地域共同で行う多面的機能を支える活動や、農地、水路、農道といったいわゆる地域資源の質向上を図る活動において支援が拡充されております。また、資源向上支払交付金の長寿命化活動において見直しが行われております。

制度の改正点といたしまして、1つ目に、農地維持支払交付金の改正点として、小規模集落の支援のための加算措置。2つ目に、資源向上支払いの共同活動の改正点として、多面的機能のさらなる増進に向けた活動への支援と農村協働力の深化に向けた活動への支援。この2点におきましては交付単価の加算措置が設けられました。3つ目に、資源向上の長寿命化活動に関する見直しでございまして、工事1件当たりの費用は原則として200万円未満ということになりました。仮に、200万円を超える工事を実施する場合には、長寿命化の整備計画を策定していただきまして、町、県と協議をして認定を受けることが必須ということになります。4つ目に、広域活動組織設立の

面積要件の一部が緩和されまして、支援内容が変更されました。

これらの制度改正につきましては、佐賀県の基本方針に基づいて実施されるところでございますが、具体的な県の方針がまだ示されておりません。ですので、詳細な制度の内容につきましては、県の方針が示された時点で、各活動組織へ説明を実施しながら伝えてまいりたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○大串武次議員

非常に事業が複雑なようでございますけど、この事業が始まりまして12年が経過したと思います。今までの活動の中で、現在、活動組織の運営の面において課題となっていることはないのか伺いたします。

○笠原政浩農村整備課長

昨年4月に、活動組織の運営状況を把握するために、多面的機能支払交付金に係るアンケートを実施しております。その結果によりますと、まず役員の確保の手段についてという問いに、組織内の互選による選出等、区長や自治会長が兼務している組織が多数で、新たな役員を確保するには困難であると回答された組織が大多数でありました。約7割程度。今後の課題としても、3割の組織が、役員などの引受手がないと回答されております。

次に、事務手続についてという問いでは、面倒であるというふうにも実感されている組織が95%ございまして、ほとんどの組織で事務の煩わしさが組織運営の大きな課題の一つとなっているようです。

また、今後の取り組みについてという問いでは、ぜひ継続したいと回答された組織が65%、できれば継続したいと回答されたのが27%で、90%以上が継続したいというふうな結果が出ております。その継続する上で課題として、農業者数の減少、役員などの引受手が不足するというような課題となっております。ほかにも、少子・高齢化、地域住民の理解が得られないなどの回答がっております。

次に、町や、また土地改良区へ望むことはという問いには、事務、これは活動記録とか会計事務の委託を望む要望が一番多くございまして、2番目に実績報告書の作成事務の委託、3番目に工事発注に対する支援と続いてございまして、事務的支援が望まれていることがよくわかったところでございます。

多面的機能支払交付金事業における活動は継続したいが、事務が煩雑であり、事務の引受手がない。また、特定の数人に負担がかかっており、役員の交代がなかなかできないという意見も出てございまして、アンケートの結果からもうかがえますように、組織の事務負担が運営上の大きな課題となっているようでございます。

以上でございます。

○大串武次議員

今、課長の答弁にありますように、非常に事務が煩雑とか、煩雑なために、だけではございませんでしょうけど、役員がなり手がいないとか、いろいろ課題が多いようで

ございますけど、今までなされた活動組織の今後の運営に対して、今までの課題を踏まえ、町としてどう対応していこうと考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○笠原政浩農村整備課長

先ほど申しましたとおり、各組織の問題点を受けまして、町では活動組織の事務負担軽減を図ることを目的といたしまして、多面的支払交付金事業の事務支援組織といたしまして、仮称ではございますが、白石町多面的機能推進協議会の設立を計画いたしております。組織を運営する上で一番問題点となっている事務作業において、その事務の一部を事務支援組織が請け負うことで事務の負担軽減を図り、活動組織の運営がスムーズに行えるように、町といたしましても新たな事務支援組織と連携を図りながら各活動組織の運営を支援していきたいというふうに考えているところでございます。

○大串武次議員

ぜひ協議会の設立あたりを設置していただきまして、対応していただきたいというふうに思います。

今度、町長も31年の施策方針の中でこの事業を考えていただいているわけでございます。具体的な支援方をどういうふうに考えておられるのか、町長にお伺いいたします。

○田島健一町長

農地・水の組織につきましては、先ほど来、課長が答弁さしあげているとおりでございます。これは補助事業でございますので、事前の手續、また事後の手續、いろいろございます。地元の人たちも、大変だ、大変だ、また役員としてもなり手がないと。アンケートにそのまま出てるような状況でございます。これは希望者もたくさん、希望者といえますか、やりたいというところが90%以上でございますので、やっぱり支援をしていかないとということ、先ほど来、議員からも言われておりますとおり、ことしの大きな目玉として取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

そういったことで、まずは白石町の多面的機能推進協議会の設立を行いまして、適切な援助をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○大串武次議員

ぜひ、町長の答弁にもありましたように、協議会の設置あたりをしていただきまして、前向きに前向きにという形で進んでいただくようお願いしたいと思います。

それでは最後に、現在、町内には多面的機能支払交付金制度に取り組みされていない地区もあるわけでございます。このような地区への対応はどう進めていこうと思っておられるのかお尋ねいたします。

○笠原政浩農村整備課長

現在の取り組みの状況といたしましては、町内の農振農用地面積の約9割で取り組みを実施しているところがございます。逆に、地区内に農地が存在しながらこの事業に取り組みされていない集落が6集落あり、また入作地と申しましうか、未実施地区が3地区存在いたします。対象面積で、合計で約360ヘクタールが取り組みされていない状況でございます。

取り組みが実施されてない理由といたしましては、集落内の高齢化が進む地域において、事業推進に携わるリーダーの確保や、報告資料等を作成する事務作業を行う人材が確保できない。また、取り組みを実施したものの次期役員のなり手がなく、事務を実施する人の負担が大きいなどの理由によりまして活動を終了した組織もございません。

このような取り組みのない地区への対応といたしまして、新たに設置する事務支援組織の説明を個別に行いながら、事業取り組みに向けて推進していきたいと考えております。今後も、農業、農村の有する多面的機能が適切に維持管理されるよう、この事業に新たに取り組む組織や継続的に活動を続ける組織に対して支援していくことが重要かというふうに考えております。

以上です。

○大串武次議員

今、課長答弁していただきましたように、今なされてない地域も個別に訪問してでもというふうなことでございますので、ぜひそういうふうな対応をお願い申し上げたいと思います。

出前講座にある地区に行ったときに、されてない地区があるために、水の流れも途中で悪くて下まで流れやらんというふうなこともおっしゃいました。ですから、非常に全体的に困っていらっしゃる場所もあるんだなというふうなことで、今年度からそういうふうな組織を立ち上げて、どこでも取り組めるようなことを考えていただいておりますので、多面的機能の維持管理が町内全体でできますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○片渕栄二郎議長

これで大串武次議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

10時30分 休憩

10時50分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。溝口誠議員。

○溝口 誠議員

公明党の溝口誠でございます。通告に従い、質問をいたします。

まず最初に、収入保険制度について伺います。

共済が任意加入になりまして、補償制度が変化をいたしております。そういう中で、平成31年1月1日より収入保険制度がスタートいたしました。前質問者と重複する答弁があると思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、収入保険制度の概要について伺ひます。

○堤 正久農業振興課長

収入保険の概要ということでござひます。少し答弁が長くなりますけれども、御了承を願ひをしたいと思います。

今回、新たに実施をされます収入保険、白石町では杵島地区農業共済組合が実施主体となっており、この収入保険と類似する制度につきましては、同じく共済組合が行う農業共済制度と、公益社団法人佐賀県園芸農業振興基金協会が事業主体となって実施します野菜価格安定制度がござひます。

現行の農業共済制度での課題でござひますが、自然災害による収入減少が対象となっております。価格低下等は対象外でありまして、対応できておりません。次に、対象品目が限定的ということで、農業者の農業経営全体をカバーをいたしておりません。

一方、野菜価格安定対策事業につきましては、供給計画に即し、生産者が農協を通じて市場に共同出荷、または大規模生産者及び相当規模生産者が市場に直接出荷した野菜の価格が一定水準以下に下落した場合に、生産者に対して価格差補給金を交付することにより生産者の経営に及ぼす影響を緩和するとともに、安定的な生産、出荷を通じまして価格の安定を図る目的の制度設計となっております。この野菜価格安定対策事業につきましては、価格低下が対象でござひまして、自然災害による収量減少には対応できておりません。

このため、農業経営全体の収入に着目をして、品目の枠にとらわれることなく、それぞれの農業者の収入全体を対象として総合的に対応できる収入保険制度が本年1月1日から始まっております。自然災害による収量減少だけでなく、価格低下など、農業者の経営努力では避けられない収入減少を補填する制度でござひます。その他の収入が減少する例といたしましては、農業者のけがや病気、保管中の農作物の事故、災害により作付ができない場合など、農業収入の減少に対し補填をなされます。

収入保険の加入要件は、青色申告を行っている農業者、この場合、個人、法人を問われておりません。

なお、白石町で組織される集落営農法人は米麦、大豆を経営品目としておりますので、米麦、大豆は集落営農法人が、ならし対策に集落営農法人の構成員である農業者が青色申告を行っており、タマネギやレンコンなどの露地野菜、イチゴ、アスパラガスなどの施設園芸の個人経営部門で収入保険に加入できることとなります。

青色申告は5年以上の実績がある方が基本ではござひますが、1年分の青色申告の実績があれば加入することが可能です。ただし、過去5年間の青色申告実績がない場合は、実績のある年の平均収入として、保険期間の営農計画を考慮して設定がなされ、補償限度額を青色申告実績が5年に到達するまでの間に徐々に引き上げていくなどの措置が行われることとなっております。

この青色申告につきましては、複式簿記の方式のほかに、現金出納帳に日々の取引と残高を記載する簡易な方式がございます。白色申告を行っている方でも容易に取り組むことができると思います。

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、毎年3月15日までに税務署に青色申告承認申請書を提出する必要があります。この申請を行えば、申請した年の所得から青色申告を行うことができますが、収入保険制度に加入できるのは初めての青色申告をした年の翌年からとなります。

次に、対象収入でございます。農業者などがみずから生産している農産物の販売収入全体で、所得ではございません。この収入には、加工品のうち、所得税法上の農業所得として申告されているものについては販売収入に含まれます。

次に、収入保険の補償内容でございますが、最高割合で加入した場合、当年の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補填をされます。また、補填の基準となる基準収入につきましては、ならし対策では過去5年間中、最高と最低を除く3箇年の平均となっておりますのに対しまして、収入保険制度については過去5年間の平均収入が基本となっております。

収入保険制度は、掛け捨て保険方式と掛け捨てとにならない積立方式の組み合わせで、農業収入の減収分が補填をなされることとなっております。

支払い保険料につきましては、農業共済組合の資料によりますと、支払い保険料率は、加入1年目は危険段階区分がゼロとなりまして、国庫補助後の1.08%が適用となるようでございます。この保険料率は、自動車保険と同様に、保険金の受け取りがなければ1段階ずつ下がり、10年で半額水準になり、0.54%となることとなっております。もし、保険金の受け取りがあれば、段階は保険金の受け取り実績に応じまして翌年の保険料率が上がることとなります。年最大3区分までにとどまり、最大2.574%となります。

支払い保険料率1.08%の条件で、基準収入が1,000万円の農業者が最高の補償限度9割、積立方式1割、保険方式8割で支払い率9割を選択した場合、保険料は7万7,760円、積立金は22万5,000円、事務費が2万2,320円の合計32万5,080円となるようでございます。

また、保険料は国から50%の補助がありますが、掛け捨てでございます。積立金は75%の補助があり、補填に使用されない限り、翌年に繰り越しとなります。

なお、保険料と積立金につきましては、保険期間開始前までに納付することが原則ですが、農業者の負担を軽減するため、農業共済などの運用も参考としながら、最大9回までの分割支払いができるようになっているようでございます。

次に、農業収入が減少した場合の補填金でございますが、20%の収入減に対し90万円、50%では360万円、全く収入がなかった場合には810万円の補填がなされる計算となっております。

収入保険制度は平成31年からスタートしましたが、その加入について、個人の場合は毎年10月から11月までに申請し、12月に保険料を支払うこととなります。また、農業法人については、事業年度の3箇月から1箇月前までに加入申請を行うこととなっておりますので、例えば農業法人の事業年度が7月から翌年の6月の場合は、4月から

5月までに申請し、6月に保険料の支払いとなります。この農業法人については事業年度がさまざまございますので、各農業法人において申請時期の確認が必要となっております。

万一、収入が減少した場合、補填金が支払われるのは、農業者ごとの収入を税務関係書類により確認をいたしまして補填金を支払うことから、個人の保険期間の翌年の3月から6月ごろ、法人の場合は事業年度終了後、3月から6月ごろになる見込みです。

一方、農業者の中には、自然災害などの発生時に当座の資金が必要となる場合もあるかと思えます。そういう場合、全国農業共済組合連合会が無利子のつなぎ融資を行うこととしておりますので、そういったものも利用できることとなります。

重ねての答弁になろうかと思いますが、収入保険制度のメリットは、農業収入の予期せぬ減少が生じた場合に、品目の枠にとらわれずに収入全体を見て総合的に対応し得るセーフティーネットです。一般的には、これまで農業共済の対象外である十分なセーフティーネットが措置されていなかった野菜などの生産、販売や複合経営に取り組む場合にメリットが大きいと考えられます。

また、これまでの米麦、大豆など品目別対策は、地域データを活用されていたので、地域全体で被害等が発生しなければ補填が受けられませんでした。収入保険制度は個人の収入に着目をされますので、個人の事情に対応して安心した中での持続可能な農業経営が行われることや、野菜価格安定制度や果樹共済の対象となっていない作目、農産物の6次産業化、農産物の輸出など、さまざまなことに安心してチャレンジできるというメリットがあります。

以上でございます。

○溝口 誠議員

要約された十分な内容での説明でございました。

この制度は、アメリカで制度ができて実施をされております。この収入保険制度、農業の振興を支える安全網だということで、自然災害による2018年の農林水産分野の被害額は約5,661億円に上り、東日本大震災が起きた11年以降では最悪となったことが農水省のまとめで判明いたしました。そのうちの5割以上を農業分野の被害が占めていると。地球温暖化の影響などにより自然災害が頻発、激甚する中、農業のセーフティーネット、安全網をどう強化するかは喫緊の課題にほかならないということで収入保険制度ができたわけでございます。

実は、私たち公明党も3年前、参議院選挙がありましたとき、参議院選挙の公約として、この収入保険制度をぜひ実現をしたいということで公約に述べました。

そういうことで、この制度でございますけども、この制度の利点といたしましては、これまでも農業共済制度に加入してれば一定の補償を受けることはできました。しかし、収穫量の減少のみが補償の対象でありまして、価格下落などによる減収は対象外であったわけですね。また、農業共済制度は対象品目が限られていた。特に、価格安定などでは10品目、ならしにおいては5品目という、限られてた、品目が。しかし、収入保険制度では、ほぼ全ての日本国内で生産される作物に対しては対象となるとい

うことをごさいます。また、加工品にも対象が広げられております。そういうことで、非常に利点がございます。そういう補償であります。

今現在では、確かに共済制度、それからまた価格安定等ありますけれども、補償的には十分ではございません。実は、皆様方も記憶にあると思いますけれども、平成28年のタマネギの生産、我が白石町ではべと病がございまして、このときは、私も28年6月に一般質問いたしました。共済制度自体はあるけれども、白石のタマネギは共済の制度に入ることができなかった。その理由は、るる私は述べました。なぜ入れないのか。北海道では入れる、だけど九州では入れないという、制度はあるけれども入れない制度であると。不備があったわけですね。そういうことで、共済に加入してませんので共済金をもらうこともできなかった。

また、価格安定に関しましても、5月までぐらいは販売価格が高かったもので、それまでは価格の補填がなかった。しかし、それ以降のおくでの部分はほとんど、打ち込むとかですね、出荷ができなかった、玉が小さくて。で、価格安定の補填もほとんどなかったということで、平成28年の我が白石町のタマネギのあの大不作のときにはほとんどこの制度が役に立たなかったというのが現状でございます。これが現実。

それからまた、去年の秋、暮れから野菜の価格が暴落しまして、特に白菜、キャベツ、これが本当に原価を切るような価格帯になりまして、いまだ田んぼにそのまんまなっております、出荷されないで。そういうことで、価格安定もありますけれども、キャベツに関しても価格帯がキロ幾らとあります。しかし、こんなに安いと、500円で販売すると仮定しますと、500円で経費が500円要るとすると0に近い。ほとんど手取りがないとなると農家は出荷をいたしません。幾らかあれば気分的には出荷をしようっちゃけど、500円で売れて500円かかったら手取りはありません。むしろマイナスになる。510円、520円かかるかもしれん。そうすると、幾ら500円の価格補填がありますよといっても、人情的には、10円も20円もマイナスになって、出して価格安定をもらおうという、そういう意欲はなえます。そういうことで、非常に厳しい状況になっております。

それで、収入補填制度は、先ほどお話にありましたように、8割以上を補填するという制度でございます。実は、28年9月30日に農水省から収入保険制度の素案ができてまいりました。私もその当時、早速素案を取り寄せて見させていただきました。そして、9月30日に提示がされまして、そしていよいよ国のほうで中身を検討するという段階になりました。9月30日に出されまして、年内に中身を決定するというところで、有識者会議が10月19日にありまして、そこで検討をされて、そしてまた年が明けまして、今度は各与党の部会、農林部会で検討されて中身を詰められました。そして、若干おくれましたけれども、通常国会で29年6月に農業保険法としてこの保険制度が確立をいたしました。

この素案の中身を私が見たときに感じたのは、当時、実施事業体も決まっておりました。どこがこれを担当するのか。共済なのか、それとも別の事業所を立ち上げてやるのか、そこまで決まっておりました。で、中身を見てみますと、非常に中身が曖昧でありました。まず、加入するハードルが高い。そういう素案でありました。そしてまた、保険料が高い。これでは白石の農業にとってはまだ厳しい保険制

度ではないかということで、私も国会議員のほうに何回も要請をいたしました。この点を変えてほしいと。これを変えなければ、仏つくって魂が入ってないんじゃないかと。制度的には非常にすばらしい救済の制度であるけども、農家にとっては非常に厳しい中身であると。もっと改善をしてほしいと。絵に描いた餅になるのではないかと。失礼ですけども、そのくらい私は言わせていただきました。そういう中で、4点、改善をしていただきました。

まず、保険料が高い。当初、素案が出たのは2.5%でございました。2.5%、これ国庫補助がない利率ですけども。で、既存の今までの共済制度は2分の1国が補助をしてました。この2分の1を当てはめても1.25%になります。これでも高いと。何とか下げてほしいと、農家の負担を下げてほしいということで協議をしていただきまして、1.25%から今回1.08%、約0.17%掛金が下がるようになりました、農家負担が。これは大体どのくらいになるかといえ、1,000万円を基準収入にしたときに掛金が今30万円近くというのがありました。その中では保険掛金が大体10万円ぐらいですけども、これが7万7,000円ぐらいに下がる。10万円から7万7,000円ぐらいですね。今の比率でいうと下がることができました。これが1点目です。

それからまた、掛け捨て。2点目が、掛け捨てか積立方式なのか、これも決まっておらなかった。そういうことで、何とか9割が補償されるような制度にしてほしいということで、今、掛け捨てと積立方式を合併して、併記してするようにもなしていただきました。

それからまた、加入のハードルが高い。加入要件、青色申告が5年。5年は非常に厳しいと。加入する人が少ないと。何とかこれを緩和してほしいということで、これも1年間、1年だけしても加入ができますよということに制度がなりました。最初は5年でした。5年しか加入はできませんと。しかし、これを1年でもできますよということをしていただきまして、これは1年目の方は補償率がちょっと低いんですけどもね。ずっと段階的に上がってきますけども、最初は1年の方は補償がちょっと少ないです、5年の方からすれば。そういうことで、1年も加入をしていただくということになりました。

それからまた、基準収入が、ならし等では5中3といいまして、5年の中の最高と最低をのけて3年間で基準をするというんがならしであります。そうじゃなくて、最初は収入保険制度もそういう素案が出てましたけど、それではいけないと。もっと農家の実績に近い、実収入に近い形で5中5、5年を平均をして5中5にしてほしいと。そうすると基礎収入が上がってきます、補償額が。その基準にしてほしいということで、このようにさまざまに要望をしまして、改善をされて今日のそういう制度になったわけでございます。

この制度ができまして、まだまだ農家の方は収入保険制度に対して認識がございません。どういう制度なのかということをもまだよくわかっておらない方もいらっしゃいます。そういうことで、今後こういう不作、また自然災害等ありまして、本当に農業者が安心して経営ができる、また未来が見えるというですね。どうなるかわからないという農業では非常に不安だと思います。そういう意味では、先が見える、安心して農業ができるというのが収入保険制度でございまして、もう一度、収入保険制度

についての認識をお願いしたいと思います。

○堤 正久農業振興課長

収入保険制度の概要で御説明を申し上げたとおりでございまして、この制度につきましては品目にとらわれない、農業経営者の農業収入全体を対象とした総合的なセーフティーネットとなっているということで、現在、日本全国で自然災害等々が多発する中で、安心して経営を継続できる制度だというふうに思っております。また、複数のさまざまな共済制度に加入する必要もなくなるために農業者の手間も省けて、収入保険制度一本で安定した、また継続できる農業経営ができるのではないかとこのように思っているところでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

実は、去年の11月に開始をされて1箇月間、11月、1箇月間ございましたけども、非常に加入が少なくて、加入期間を1箇月延ばされました。12月もされまして、先ほどありましたように、加入者が白石町では64件ということでございました。1箇月間延ばして64件。青色申告が、約800件ぐらい白石町で申告者がいらっしゃると聞きました。若干違うかもしれません。大体10%、1割は行ってないという状況でございます。全国的にも、青色申告は44万件ございまして、その中でも3万5,000、1割行ってないという状況でございます。まだまだ浸透しておりません。青色申告をしなければ、先ほど言いました、この保険には加入することができません。

そういうことで、まず青色申告をしていただくということが大事でございますので、現在の青色申告されている数と、それから青色申告する目的ですね。それからまた、青色申告をしていただく推進をどうしていただくのかお願いしたいと思います。

○木下信博税務課長

まず、青色申告者の状況につきましてお答えをいたしたいと思います。

平成29年分の申告をされた方で、農業での青色申告者の数は1,094人ということとなっております。前年と比較をしてみますと54人増加をしている状況となっております。

次に、青色申告そのものの意義と申しますか、それに対するメリット等についてお答えをいたしたいと思います。

青色申告により事業の損益を計算するためには、青色申告書の決算書が必要となっております。決算書には2通りの簿記にて作成することとなっております。先ほど農業振興課長の答弁にもあったかと思っておりますけど、まず1つ目に単式簿記というのがございます。それともう一つが、資産や負債等をあらわします貸借対照表を用いました複式簿記となっております。この簿記を作成されることによって、今後の事業経営計画を行っていく上では一つの目安になるものと思っております。

また、青色申告には3つのメリットというのがございます。1つ目といたしまして、青色申告の特別控除というのがございます。収入金額から経費を差し引きました所得

金額に、さらに特別控除額といたしまして、単式簿記では10万円、複式簿記で65万円を差し引くことができることとなっています。2つ目といたしまして、収入金額から経費を差し引いた額がいわゆる赤字となった場合に、赤字となった損益を翌年度に繰り越すことができるとなっております。それと、3つ目が専従者給与でございまして、白色申告の場合では、配偶者の方で86万円、ほかの家族の方で1人につき50万円が専従者給与ということで定められておりますけど、青色の場合は、青色事業専従者給与に関する届け出書に記載した給与で支給することができます。こういったことから、青色申告についての意義はあるかと思っております。

次に、青色申告の推進でございますけど、現在、役場3階大会議室におきまして平成30年分の確定申告の受け付け相談を行ってるところでございまして、たくさんの方が来庁をされておられます。相談受け付けにおいて、事業収入が1,000万円を超えている方で白色申告をされている方もいらっしゃいます。私ども税務課といたしましては、比較的経営規模が大きく、事業収入が高い方には青色申告の推進を行っているところでございます。先ほど申し上げました青色申告のメリットなどを説明をしながら、本年分から青色に変えたいと思っておられる方には青色申告の承認に必要な書類をお渡ししまして、本年3月15日までに最寄りの税務署に提出されるようお願いをしてるところでございます。

以上です。

○溝口 誠議員

青色申告のメリット等もお話ししていただきました。先ほど言いましたように、収入保険に入るためには必ず青色申告をしなければいけません。そういうことで、青色申告をしていただくことと、それでは収入保険の加入促進策について伺いたいと思います。

政府は、平成31年の予算では、収入保険制度には206億900万円の予算を計上してあります。多額の金を計上してありますので、収入保険制度の加入の推進を町としてもしていただきたいと思っております。その対策について伺いたいと思っております。

○堤 正久農業振興課長

収入保険制度につきましては、平成30年4月に法制化をなされております。で、本年1月から制度の運用が始まっております。事務を担当いたします杵島地区農業共済組合では、管内での地区別説明会はもちろんのこと、各生産組合長会、青色申告会、農事組合法人、武雄・杵島地区4Hクラブ、JAのタマネギ部会を初めとした各生産部会、JAや役場職員を対象として、約80回前後の説明会を開催されたと伺っております。

まず、加入が少ない理由についてでございますが、まず考えられるのが加入1年目ということで、どうしても新しい制度への様子をうかがうというような一歩下がったところでの見方があるのかなというふうに感じているところでございますが、加入に際して、それと1年目は積立部分を拠出する必要がありますので、掛金が2年目以降より多額となることなどが加入が少なかった理由なのではないかなというふうに思

います。

加入促進につきましては、杵島地区農業共済組合と、またそれを含めた関係機関等とも連携をしながら、各種説明会等も開催をしていただきながら加入促進に努めてまいりたいというふうに思うところでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

白石は、米が昔は中心でありましたけど、今は米というよりも野菜ですね。特に、タマネギ、レンコンが中心で、あと葉物が中心に今なってきております。最初言いましたように、価格が不安定、気象障害がある、先行きが見えないという不安の中で農業をしていかなければいけないという地域でございます。そういう意味では、収入保険制度というのは我が町にとっては画期的な制度でございます。これを大いに生かしてまいりたいと思います。

いよいよタマネギの収穫、麦の収穫、あります。今年度は豊作であっていただきたいと思います。また、価格においても、本当に農家が満足できるような価格で推移することを望みたいと思います。

次に、2点目ですけども、地力増進に向けた取り組みについて伺いたいと思います。

農家の経営安定を図るためには、持続的な生産基盤の強化が必要と考える。また、安定的な農産物の生産には、農地の地力増進、土づくりが大事であると思います。

まず、土づくりといいましてもいろいろありまして、まずは土の保肥力、肥料を蓄える力、それから保水力、水を蓄える力、それからまた適正なpHとか、また肥料成分のいろんな成分のバランスとか、それからまたミネラル、微量元素の問題とか、それからまた土の構造の腐食等、多々いろんなことを吟味しながらどういうことをやっていくかといえ、まず緑肥ですね。レンゲソウをつくったりとかソルゴーをつくって、緑肥として田んぼに打ち込んで、その地力を改善していく。また、畜産物とかの堆肥等を入れて地力をつくっていく。また、有機資材等、今たくさんございます。有機質の資材ですね。それを使った資材を投入するとか、また有機質の肥料等、このところで土づくりをされております。

そういう中で、特に私が申し上げたいことは、この白石平野は干拓地でございます。肥沃な大地と言われておりました。しかし、近年、状況はどうかといえ、非常に地力がなくなっているというのが現状でございます。データを見させていただきますと、土の構造の中で腐食というものがございます。腐食率でいいますと、過去は、我が白石平野は3以上ございました。しかし、今現状はどうかといえ、7割が2%台である。未満である、2%未満。2%以上が良好なところですけど、2%未満になっているのが7割なっている。

ちなみに、北海道は2%未満はありません。また、兵庫県もありません。タマネギの産地と言われるところはですね。我が白石町は2%を切っているのが7割というのが現状でございます。非常に地力が落ちてきているというのが現実でございます。

いろんな要因があると思いますけども、最近とみに感じられるのは、田んぼから有機物をとっておるということでございます。特に、先ほどありましたWCSがかなり

ふえてきてるといってお話がありました。先ほど、200ヘクタールですかね。239ヘクタール、30年度にはあるということで、これは全部ロールベラーで畜産の飼料としてとります。これが大体10アール当たり、大きな今ロールベラーで6個か7個ですね。これが七、八十キロあるということで、大体1反歩、10アールから乾燥わらで500キロ前後とるといってございます。これも一つとられます。また、普通の稲作のとも、WCSじゃなくて普通の稲作もとられるということで。

で、この二、三年、機械が大型化しまして、昔のロールベラーは小さかったんですけども、それはどこに使ってたかといえば、牛とかそういう畜産にも使っておられましたけど、農家は園芸農家で、自分の田んぼとかハウスとかレンコンに入れるぐらいでとってました。しかし、今は大型化しております。先ほど言いました大型化で非常に機械化されて、すごい面積で、皆さん方も御存じ、秋になるとロールベラーの白いラップがいっぱい並びます。そういうことで、非常にとられる。

有効利用されることは私は悪いとは言いません。稲わらを有効利用されることは悪いとは思いません。また、とられても、しっかり堆肥とか還元されてる農家もいらっしゃいます。で、土がふかふかになってるといってこもいらっしゃいます。そういうところもございます。しかし、押しなべて見てみると、どっちかといえば取り上げる。あと、入れても本当に補充をしてあるのか。なかなかそういうところが見えてこないというのが現状でございます。

そういう中で、非常に今、農地の貸し借り、それから農地を買う。昔はどういう基準でしていたかといえば、家の周りの角地があるところはみんな嫌って、買ったり借りたりはしないということが一つのあれでありました。その分、料金が安いとか、小作料が安いとかということがありました。今はどうかといえば、土地が痩せてるのか肥えてるのかですね。そこの検査をしてから借らんと、借りたけども、つくったけども何もできんやった。土地を買ったけども、田んぼを買ったけども何もできんやった。じゃ、肥料を入れればいいか。肥料を入れたから1年目に、じゃ、明るる年とれるか。とれません。一回落ちた地力は10年、20年かかります。どんなにお金を投資しても、物を入れても回復はしません。そんなところを借りる人は、買う人はいないと思います。

そのくらいですね、極端な私お話をしていますけども、そういう今、農地の状況ができてくつあるということでございます。そういうことで、ここら辺の農家への地力増進に対する支援はどのようにされていますか。

○堤 正久 農業振興課長

土づくりの農家への支援ということでございます。現在、白石町では、地力の低下による農産物の病害防止等に寄与するために、土づくり推進事業費補助金ということで補助金を創設をいたしまして、年間4トン以上の牛ふん堆肥を購入した場合に、購入価格の4分の1以内の補助率で助成を行っているところでございます。

また、タマネギべと病対策の一環といたしまして、県単独事業のべと病緊急特別対策事業でのサブソイラーなどの土づくり用機械の導入経費に対し、また国庫事業ではございますが、産地パワーアップ事業の上乗せ事業として、同じくもみ殻暗渠施工機

など土づくりの機械の導入経費に対し、国、県、町合わせまして60%の助成を行っているところでございます。

以上でございます。

○溝口 誠議員

人と大地が潤う白石町。大地が本当に潤ってきているのかなというのが現状でございます。特に、指摘をされていますけれども、最初に言った、腐食が少ないと、白石はですね。そういうことで、保肥力を示す肥料をつかむ力、塩基置換容量は大きい、そういう力は持っていますけど、粘土質の強い土壌でありますけど、土壌中の有機物の割合が少ないと。それで、三相構造が崩れつつあると。土壌が締まりやすくなっていることがうかがえる。還元状態ですね。で、根焼けとかそういうものを起こしているというのが現状であると。そういうことで、改良としては、土壌の三相構造を改善するためには稲わらの敷き込みや堆肥、腐食資材、有機のペレット等ございますが、有機資材等の投入が要するということが一つの示唆となっております。

そういう中で、他の農業の地域を見ていけば、特に熊本県とか鹿児島県というのは農畜連携の、そういう農業がなされております。特に、家畜飼育されて、その牛ふん堆肥は地元で還元をするという、そういう連携した農業がなされております。そういう意味では、先ほど言いました白石でも、先ほど堆肥を補助をしてあります。これは、量的には本当に少ないと思います。もっと循環型にできるような体制をするということで、ほかの、上場とかあっちの畜産団地から、伊万里とか、牛ふんとか肥料、堆肥を持ってくるという話もありましたが、なかなかこれで持ってきて、これをまたふるとかいろんな課題がありまして、非常に厳しい状況であります。

そういう意味では、地産地消ではありませんけれども、耕畜一貫経営を白石でも目指していくべきではないかなと。特に、白石においては人が住む地域と田んぼ、水田と離れてるところがございまして、白石町でも畜産を経営されて畜産団地もあります。そういうことで、地元で稲わらもとって、地元で供給をして、そして出たいろんな有機物とか堆肥等はまた地元に戻元するという、そういうサイクルを白石町でもつくっていくべきなんです。先ほど言いました、本当に地力が落ちてくる。これは、先人たちの積み重ねを、私たちはどっちかといえば食い潰しているような状況です。後がないという地力の状況が全体的になっている。そういうサイクルをしていくようなリズムをつくっていくということです。

じゃ、畜産をすぐ白石町でしなさいというのはなかなか難しい問題もあると思いますが、そういう方向性に行くようなですね、やっぱし町としても方向性を示すべきではないかなと思いますけれども、町長いかがでしょうか。

○田島健一町長

議員のほうからは、最終的に耕畜連携での土づくりということでの御質問でございます。

まさしく化成肥料を使う前は、堆肥を使ったり、わらを全部切り込んで入れたり、いろいろしていたというふうに思います。最近の農業ではそういったことが少なくな

ってきてるということから地力が低下してるというふうに私も思うところでございます。この上は、農家の人たちと一緒にあって、JAさんもそうでございますけども、一緒にあって土づくりというところを大きな課題として取り組む必要があるかというふうに思います。

それは、農業を永続的にしていく、そのためには収穫が落ち込んじゃいかんと。収穫があるようにして継続していかないかんという中において、土づくりをどう位置づけていくのかと。そこら辺はみんなで十分に検討しながら、町としても支援するところは支援をしていくというところもあろうかというふうに思います。いずれにしても、農家の人たちだけをお願いするわけでもなく、農家、農協、そしてまた私たち、そして県の機関、総出で議論をし、検討していかなければならない問題だというふうに認識をしてるところでございます。

以上です。

○溝口 誠議員

白石農業が永続的に営農できるように、私たちがしていかなければいけない役割があると思います。後世の人たちから、もう農業ができないんじゃないと言われるような状況はつくってはいけないと思いますので、どうかしっかり検討をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

私のほうからは以上でございます。終わります。

○片渕栄二郎議長

これで溝口誠議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

11時42分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。中村秀子議員。

○中村秀子議員

それでは、通告に従って2点のことについて質問をいたします。

2月27日、日本穀物検定協会は、2018年産米のうまみランキングで、本県の米、夢しずくとさがびよりの2品目が最高評価の特Aを得たと発表いたしました。さがびよりは9年連続、夢しずくは2年連続の快挙であります。特に、ことしは異常な高温の中で、日々稲と向き合ってきた生産農家の努力のたまものであると言えます。すぐれた栽培技術をもってこれまで一生懸命に努力されてできたこれらのお米は、佐賀県民、とりわけ米どころである白石町民の誇りでもあります。

今まで、米づくりの施策では、次世代を担う農業経営者へ農地を集約し、規模を拡大して、大型機械を入れてコストダウンに努めるように指導がなされてきました。本町でも、有望な農業者はその方針に従って農地を拡大し、少しでも経営がうまくいく

ように努力されてきております。その数もふえてきたところです。

しかし、食生活の変化とともに米離れが進み、米づくり農家は経営所得安定対策によるさまざまな交付金により一定の収入を確保してきたところがございます。ところが、米づくりは国が農業の構造改革と生産、流通の自由化を推し進めていく中で、平成30年度からは、生産調整を見直しすることによる減反政策の廃止とともに米の直接払い交付金を廃止しました。これは、米の作付を抑制するものであります。これらは米づくりへの支援を放棄することであり、それは農家の米づくりへの意欲をそぎ、農業離れが進むとともに、現在38%である食料自給率をさらに押し下げることになります。午前中の大串議員の質問にもありましたけれども、深掘りが多くなってきたのもここら辺に原因があるのではないかなというふうに思います。

また、佐賀県農業再生協議会から出された農業者宛てのパンフレットの中では、佐賀県は米の生産量が多く、県外で販売する割合が高いことから厳しい産地間競争にさらされており、確実に需要に応じた量を生産することが必要ですと。たくさんつくっては困るというような旨の告知をなされております。しかし一方では、午前中の質疑にあったように、カントリーエレベーターの稼働率が低いので、もうちょっと米をつくらないといけませんよというようなことも片方では言うわけですね。これでは施策として、農業者はどのようにどうして米をつくっていけばいいのか。

収入を得るのがなりわいですから、高い収入を求めるような努力も企業努力としてなされてしかるべきだというふうに思っておりますけれども、米の需給計画では、平成31年度は0.5%の減産の目安と発表されております。このような状況をどのように考え、町の農業施策としてどのようにかじ取りをされていこうとされているのか、町長に答弁を求めたいと思います。

○田島健一町長

中村議員から、一番最初に農業政策の取り組み方について御質問いただいたところでございます。

農業政策というのは食の基幹のところでございますので、国においてもしっかりと考えていただいているものというふうに思っております。また、県においてもしかりでございます。私ども町といたしましても、そういったものを踏まえながら、地域特性を生かしながら農業政策をやっているつもりでございます。

そういった中で、今日、農業政策を取り巻く環境といいますか、目まぐるしく変わるところは事実でございます。それについて、私ども町といたしましては、地元農業者、また関係者の意見を十分に県や国、また地元選出の国会議員の先生たちとも協議しながらいろいろと取り組んでるところでございます。一概にここで、取り組みの項目で一々答弁はなかなかできにくいところもございますけれども、一生懸命やっているつもりでございます。

以上です。

○中村秀子議員

そのことについて、幾つか項目を上げて、これから質問をしていきたいと思ってお

ります。

まず、農業構造改革として集落営農組織がつくられ、法人化へと推進されております。町内ほとんどの地域で法人化に移行できるような見込みでございますが、各地域で実情も異なってきたように思います。現状において、法人組織への課題とメリットについて説明をお願いします。

○堤 正久農業振興課長

白石町内では、大多数の集落において集落営農法人が設立をされております。集落営農組織としては、あと12組織というような状況のところまでなっていました。

集落営農法人の形態については、もともと1つの集落営農組織がそのまま法人化となる小規模な法人と、現在本町で多く設立をいたしております、複数の集落営農がJA支所単位で統合し、法人化となった大規模法人がございます。

まず、小規模法人では構成員が少ないため、意思疎通や同意形成がスムーズに行えるというメリットがございます。その反面、組合の役員やオペレーターの減少への対応に苦慮することが課題だというふうに思われます。

これに対しまして、大規模法人では構成員が多数になるということで、組合の役員やオペレーターの人材は豊富にいらっしゃるというふうに思えるのですが、その反面、大規模であるがゆえに意思疎通、先ほど言ったように同意形成が末端の構成員まで届きにくいという面が課題となっているようではないでしょうかと思っております。また、大規模法人では、経営所得安定対策などのいわゆる交付金も一旦法人の口座へ振り込み、その後に構成員に配当されるというようなことで、個人への振り込みがおかれることも課題の一つになっています。

これに対しまして、法人化のメリットといたしましては所得税の還付があります。一般的に言われていますのは、1ヘクタール当たり2万円から5万円の消費税の還付があろうと言われております。これを財源としまして、事務員の雇用や税理士の費用に充てることが想定をされております。

また、生産に係るコストを抑えることができます。農業機械の投資経費、また共同作業による労働力の補完などが期待できます。そのことによりまして、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより離農者の増加が予想をされる中、任意組合である現在の集落営農組合では農地の受け手とはなり得ませんが、農事組合法人ではその農地の受け手となり得ることができます。

また、今後、経営所得安定対策の一環でございますが、ならしについても、認定農業者または認定新規就農者に限られることが予想をされるところでございます。このため、法人化を行い、法人が認定農業者に認定されることによりまして経営所得安定対策に加入できることとなります。農地の受け手にもなり得ることで耕作放棄地の発生を防ぎ、営農が継続してできるようになると考えてるところでございます。

以上でございます。

○中村秀子議員

時代の流れとともに法人化必要、お聞きするとメリットのほうもあるということで

すが、所得税の還付が反当たり、ヘクタール当たりですかね、2万円から5万円というところで、これは永久に続くわけではないわけですよ。

○堤 正久農業振興課長

先ほどの答弁の中で、私、消費税の還付を所得税の還付と申し上げたように今連絡を受けましたので、御訂正をよろしく願いをします。消費税の還付でございます。

消費税の還付については、いつまでもという話にはなりません。10年程度が消費税還付の期間だというふうに認識をいたしているところでございます。

以上でございます。

○中村秀子議員

10年たてば還付金がなくなるということで、メリットも少なくなってくるわけですよ。率もだんだんと減ってくるし、スタートが遅ければ遅いだけ受けられる回数も減るということではないでしょうか。

○堤 正久農業振興課長

消費税の還付につきましては、仕入れ控除税額と、それと支払い消費税の差額について消費税が還付されていくものでありまして、どうしても販売収益のほうで消費税のほうで少しずつ大きくなっていくということでの、消費税の還付が10年程度ではなくなるのではないかなというふうに思っております。

ただ、消費税の還付率とか回数とか、そういうものについての制約があるというものではないと思っております。組織として、農産品の販売に対して消費税をいただくということと、あと資材を買うときにあわせて消費税を払うというのの仕入れ控除税額の世界で、期間が長くなってくれば、販売収入のほうでふえてくれば、逆に消費税の還付がなくなっていくと。消費税の課税事業者になるということですね。課税事業者になるというか、消費税を納める側になるということと理解していただきたいと思えます。

以上でございます。

○中村秀子議員

本町も何とか生き残り策として現在法人化が進んでいて、耕作放棄地や高齢化に対応しているかと思えます。先ほど、課題等述べていただきましたが、法人化というのは、私は端的に言うならば会社になることだと、会社組織になることじゃないかなと認識しております。社長とか経営陣がいて従業員がいる、経営プランがあつて戦略があるというふうなのが法人という私のイメージなんですけれども、本町の農業法人が将来にわたって経営できていくような、将来にわたる経営プランだとかそういったようなものを持たないと、寄り集まっただけで法人というのでは生き残れるのかなというふうなことで心配しておるわけなんですけれども、将来にわたるビジョンについてどのようにお考えでしょうか。

○堤 正久農業振興課長

農業従事者の高齢化が進み、離農者の増加、また農業の後継ぎがないケース、そういった方々の農地を誰が耕作をするのかといった問題が従前からあったと思います。集落営農が法人化をすることで、信頼できる農地の受け皿となることが可能となると先ほど御答弁したように、農地の受け皿となることが可能になります。

また、現在から将来にかけて今後の農業経営の展望として、一つは集落営農法人で米、麦、大豆を中心として経営をすること。そして、その法人の構成員が個人経営として高収益野菜のタマネギやキャベツ、レタスなどを作付する経営体が考えられているところでございます。

しかし、法人化後において、構成員の高齢化により農業従事者の減少など、多少なりとも影響を受けることが危ぶまれる状況でございます。現在の営農体系の延長では経営を継続できる保証はございません。そのため、法人の将来像の優良な例としてですが、雇用した職員を農繁期は構成員の農作業、またコンバインのオペレーターに従事していただき、農閑期は法人が所有をする農地に独自の品目を作付し、販売や6次化への取り組み、また露地園芸や施設園芸に取り組むなど、周年にわたって農作業に従事していただくことで安定した雇用もできるかと思っております。

以上でございます。

○中村秀子議員

幾つかの法人の農業の方とお話ししてみても、この先、10年先どがんなっとやろうかねというのが大きな心配事であるというふうな感じを受けております。会社というのもそうですけれども、経営者をどう育てるか、リーダーをどう育てるかというのは大きな課題であろうかと思っております。町として農業経営の、大規模経営になってくると思いますが、その中でリーダーとなり得べく、社長となり得べく人材の育成だとか、そういったふうな経営を成り立たせる戦略、外国人の雇用とかということも入ってくるかもわかりませんが、そういうことも視野に入れながら、やっぱりリーダーとなり得べく人の育成ということが必要じゃないかなと思っておりますけども、そこら辺はいかがですか。

○堤 正久農業振興課長

集落営農法人のリーダーの育成ということでございます。杵島農業改良普及センター主催ではございますが、武雄・杵島地区集落営農法人化連絡会の開催ということで、また佐賀県においては担い手育成総合支援協議会主催でブロック別集落営農法人化相談会などが開催をされております。法人化をする前であつたり法人化後に直面するさまざまな諸問題について相談する場が設けられておりますので、法人の各代表の方、また事務員の方などに活用していただくよう周知に努めていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○中村秀子議員

本町の振興は農業の振興に大きくかかわっておりますので、せっかく集落営農法人となりましたので、そこが実質的にうまく機能して、会社組織で農業をうまくやっているとこのようなことは、やっぱり社長がしっかりしてないと会社というのはいまいかないものと思いますので、リーダーの育成ということに努力していきたいと思っております。

それでは、次に出しておりました収入保険については午前中に溝口議員、大串議員が質問されておりましたので、割愛をさせていただきます。

次の質問ですが、昨年末にTPP11が発効され、ことし2月1日には日欧EPAが発効されました。ヨーロッパ産の食料品や服飾品など、幅広い分野で関税が撤廃されたり削減されています。新聞の報道によると、牛肉の輸入は1.5倍にふえたと伝えてあります。肉とともにWCS用稲等にも影響が出て、次第に私たち自身の生活にも影響するのではないかと思います。本町農業への影響と対策についてどのようにお考えでしょうか。午前中、溝口議員の質問にもありました耕畜連携というようなことが牛肉の輸入拡大によってスムーズになされるのかどうか、ちょっと心配になりますが、いかがでしょうか。

○堤 正久農業振興課長

まず、TPP11についてでございます。環太平洋戦略的経済連携協定では、工業製品、農産品の関税撤廃、引き下げに加え、投資や電子商取引などルールを定めた多国間の協定であり、自由化を進めて各国間の輸出入やサービスを活発にし、域内の経済発展につなげるのが狙いでございます。11箇国合計の国内総生産、いわゆるGDPですけれども、約1,130兆円。兆を超える金額での世界全体の約13%を占めると言われております。

本町におきましては、農業への影響が一番心配されるところでございます。農林水産省は、米、麦、野菜など21品目、畜産、林業、水産業の11品目への国内生産に与える影響を分析して、米、麦、牛肉などにおいて価格の下落が懸念されるところでございます。

まず、米についてでございますが、国別枠の輸入量に相当いたします2018、2019の9,000トンについて、国産米を政府が備蓄米として買い入れる、入札にかけるということで、同額の9,000トンを31年備蓄米に回すということで、例年20トン、5年保管をしますので100万トンですけれども、それを31年産は20万9,000トンにするというようなことで、主食用米のこれまでの生産量や農家所得に影響はないと。見込みがたいと思われているところでございます。

次に、麦につきましては、体質強化対策、経営所得安定対策を適切に実施することによりまして、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると見込まれます。

最後に、牛肉については、長期の関税削減期間を確保するとともにセーフティーガードを措置。国内産牛肉のうち、ブランド牛の和牛、交雑種牛肉は品質、価格面で輸入牛肉と差別化されていることなどから、当面、輸入の急増は見込みがたく、体質強化対策や経営所得安定対策を適切に実施することにより、引き続き生産や農家所得が

確保され、国内生産量が維持されると見込まれています。

このようなことから白石町への影響はほぼないものと考えていますが、国においてはT P P 11及びE P A 関連対策の事業といたしまして産地パワーアップ事業や畜産クラスター事業に大幅な予算を確保されており、白石町もこのような事業を積極的に活用し、農業の体質強化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○中村秀子議員

2月27日の佐賀新聞では、牛肉の輸入は1.5倍にふえたという報道がありますが、そこら辺との整合性はいかがですか。

○堤 正久農業振興課長

新聞報道によりますと、牛肉の輸入量が前年の1月分よりも1.5倍を超える量でふえているというようなことでの報道もあっております。財務省が1月25日に公表した内容につきましては、T P P 参加国から1月上旬、中旬の累計輸入量は2万4,000トンを超え、同参加国からの前年同月の1箇月分を14%上回ったという財務省のことです。関税が大幅に下がったカナダ産を中心にふえたというようなことで、輸入急増時に発動する緊急輸入制限措置、いわゆるS G ですけども、基準数量はアメリカを含む水準のままで機能しない状態ということで報道がなされております。

そういう報道を受けまして、農林水産大臣の会見では、前年の12月にT P P 等も踏まえて輸入の抑制を図られていたのではないかとということで、1月分が急増したということで、それもカナダ産の冷凍牛肉が主に増加をしたという情報であるということで、その辺について、T P P 11の発効に関しての影響なのか今後注視しながら見守っていきたいという会見をなされておりましたので、町としてもそういうところでの農水大臣の今後の動向を見ながら、その影響について検証をしていかなければならないと思っているところでございます。

以上でございます。

○中村秀子議員

次に、2020年は東京オリンピックが開催されます。たくさんの国や地域から多くの人が日本に来ます。そのオリンピックの選手村で選手や役員に提供される食材はG A P の認証が必要であります。まず、G A P について、時間が迫っておりますので、簡単に説明をお願いします。

○堤 正久農業振興課長

答弁の前に、先ほどのT P P 11の中で、畜産、林業、水産業の品目を11品目と答弁したようでございます。正確には19品目でございます。御訂正をよろしく申し上げます。申しわけございませんでした。

G A P について簡単にとということでございますが、なかなかG A P は広くて、大変長くなるかと思っておりますけども、G A P 、いわゆる農業生産工程管理、これにつま

しては、世界食品安全イニシアチブというところがHACCP、加工業者等に義務づけられることとなっているようなHACCPとあわせて、HACCPを行うためのGAPの認証を受けた農産物を基準として利用していくというようなことになろうかというふうに思っております。

農業において、食品安全、環境保全、それから労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組みでございまして、GAPの実施は、生産管理の向上、効率性の向上、農業者自身や従業員の経営意識の向上につながるといった効果があり、農業人材の育成、我が国農業の競争力強化にも有効だと考えられています。例えば、農場内を点検をいたしまして課題や問題点を改善し、安全・安心な食品の提供につながることであります。ひいては農産物の付加価値を高め、高値で取引される可能性を秘めています。

GAPにつきましては国も積極的に取り組みを始めており、目標として全国で1,000人以上の指導員を育成することとなっています。取得に係る経費や研修会の開催経費に助成を行うなど、幾つかのメニューが用意をされております。考えられる問題点としましては、個々の農家が取り組む分については、その販売先の確保が問題となります。また、団体で取り組む際には全員の意識を統一する必要があります。認証を取得するには経費やさまざまなステップを踏む必要がありますので、町においても関係機関と連携をして、研修会の開催など制度の周知に努めてまいりたいと思っております。

なお、GAPにつきましては、グローバルGAP、アジアGAP、JGAP、農林水産省が推奨するガイドラインに沿った都道府県GAP、それからJAGAP、日本には関係のないところですけどもカナダGAPなど、さまざまなGAPがありますので、どういうGAPで認証を得るかというのは、そこの経営をしていくところ、集団、個人で考えられるところではないだろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○中村秀子議員

ありがとうございました。

本町で栽培されるタマネギやレンコンなどは品質も高く、多くの人に喜ばれています。現在、佐賀県では40の企業体が、GAPを取得中であつたり、取得しております。GAP認証をとることは農産物に付加価値をつけることであり、販路を広げ、競争に強いカードになります。本町産の食材が選手に提供されることは、本町町民の誇りを高めるものであります。GAPの普及推進策について、また課題や支援策について、先ほど少し述べられましたけれども、他市町では費用の半額助成とかという自治体もあります。そういうことについてはいかに、研修会、費用の面の助成についてはどのようにお考えでしょうか。

○堤 正久農業振興課長

GAPについての認証制度の話でございます。先ほども、GAPにおいてはさまざまなGAPがあるということでございます。本年の1月から施行されております佐賀

県の県GAP、これにつきましては認証経費については無料ということになっておりますので、町としては、無料の認証をまずはとっていただくということから始めて、最終、オリパラが終わりましたらグローバルGAPもしくはアジアGAPのほうに移行していただけるというようなことで考えてるところでございます。認証経費についての支援ということは、町のほうでは考えておりません。

以上でございます。

○中村秀子議員

認証だけではなく、更新にもこれはかなり経費がかかっております。1年ごとに更新するような制度でありますけれども、更新についても考えていくべきではないでしょうか。

○堤 正久農業振興課長

まず、2020のオリパラのところで佐賀県内で考えられてるので、白石町で取り組めるのがタマネギとアスパラということになっております。タマネギとアスパラについては、もう既に、既にといいますか、一度、県GAPのチェックシート等を用いて模擬審査をしていただいたり、そういう活動も行っているところでございます。まずは認証をとることが必要ではないかというふうに思います。

更新については、県GAPのほうについては食品安全とか3項目についての、審査項目については51項目ございますけれども、大きな項目3項目についてのことでございまして、農業を継続していけるように、農業現場の整理整頓とかそういうものやっけていくということですので、GAP認証をとるということも必要であろうけれども、農業を継続して行っていくということから考えますと、GAPをするという観点で、そういう観点でもいけるのではないかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○中村秀子議員

ありがとうございます。

これまでの農業は、畑を耕して作物を育て、収穫して出荷するというのが仕事でありました。しかし、これからは、栽培工程を管理し、消費者の皆さんに安心・安全を目に見える形で示し、信頼関係を築くことが大事であると思います。これがGAPであるのではないかと思います。近い将来、GAPの時代が来ることは確実であります。そのためのために、おくれをとらないように施策を推進して行っていただきたいと思っております。

では、次の質問でございますが、主要作物種子法が昨年4月に廃止されました。この法律は昭和27年につくられた法律で、これにより食料を確保し、種子の開発研究を国で責任を持って行うというものでした。これまで、米、麦、大豆の品種を各都道府県が責任を持って種子を開発、増殖してきました。それが今後は義務ではなくなります。民間の参入がされるということですが、1つの品種が開発されるまでには10年以上かかります。各地域の銘柄米を手ごろな値段で口にできたのは、膨大な歳月と労力

をかけ、その予算を税金で賄ってきたからです。

これにより、米、麦、大豆についても、国や都道府県に種子の開発や生産、供給を義務づける法的裏づけがなくなり、種子事業に民間参入できることになっておりますが、本町の農業への影響をどのようにお考えでしょうか。

○堤 正久農業振興課長

種子法の廃止された件でございます。民間企業が開発をする種子が少ないということございまして、農業を成長産業と位置づける国といたしましては企業の参入を促す意図もあり、主要農作物種子法が廃止となりました。

主要農作物種子法の主要農作物とは、議員おっしゃるとおり、米、大麦、裸麦、小麦及び大豆を指します。それらの作物は、自家採取が可能であるということのために、企業が参入しても採算がとりづらく、ビジネスとしてまずは成り立たないのではないかなというふうに思っております。それとは別にいたしまして、野菜などの種子については、F1、交雑種ですね、またハイブリッド種などが自家採取が難しいということになりますので、ビジネスとして大きな市場となっているところでございます。

今回御質問の種子法の廃止での本町への影響ということでございますが、佐賀県ではJA、また佐賀県主要農作物種子協会と協議を重ねられており、昨年4月1日付で県の主要農作物種子生産基本要領を新たに制定、施行されて、それによりまして米、麦、大豆種子の安定供給体制を維持しながら、優良品種の選定、また種子の生産や管理などの業務について従来どおり行われてるところであります。そういうこともありまして、種子生産農家も含めまして本町への影響は生じないものと考えております。

以上でございます。

○中村秀子議員

少し安心いたしました。調べていると、ほかの都道府県では、県で特別に条例をつくって種子を作製するというようなことをしているところも、それからことしそういう取り組みをするという、既にしているところが5県、これからするというところが5県あって、佐賀県が含まれておりませんでしたので、いかがなものかということで質問したわけですけれども、条例ではなく基本要領を作成し、それが法的拘束力並みの力を持つというような解釈でよかったですでしょうか。

○堤 正久農業振興課長

あくまでも基本要領、要綱でございますので、法的拘束力があるということではなくて、佐賀県が責任を持って種子の生産等をしていきますよということを明記されてあるというふうに理解をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○中村秀子議員

ありがとうございました。

農業関連については以上ですけれども、次に業務のICT化について質問を行いた

いと思います。

国会でも小泉進次郎議員が、市場のデジタル化が話し合いの効率を高め、働き方改革の一つになるということで、早急な対応を求めておりました。佐賀県はICT先進県として力を入れ、私、学校教育現場におりましたけれども、他県に先駆けてタブレットやパソコンを、または電子黒板等を導入していただきまして、特に白石町では県内でも早い段階で電子黒板やパソコン等入れておられたのじゃないかなと思います。当時、私は他市町におりましたけれども、非常にうらやましいなというふうに思ったところでした。

また、高校生が授業にタブレットを使うようになって6年が経過いたしました。行政改革の中で、本町の職員も255名に削減するという計画がございます。今、働き方改革を進める中で、AIでできることはAIでやるということが必要になってくるんじゃないかなと思い、AIの活用はその解決の一つであると考えております。本町での行政改革におけるICTの活用状況について説明をお願いします。

○松尾裕哉総務課長

本町におきましては、平成17年1月に合併をいたしました。そのときから、庁舎内及び庁舎外の公民館及び小・中学校等の出先機関を結ぶ情報ネットワークの整備を行いまして、その中で職員ポータルを整備し、電子メールや電子掲示板、それから会議室及び公用車等の施設予約、それから財務会計や文書管理、人事給与システムを稼働をさせております。庁舎内の通知文書、会議室及び公用車の使用申請などにつきましては電子化をいたしまして、できるだけ紙文書をなくすペーパーレス化に取り組んでおります。職員の情報セキュリティ対策への意識を高めつつ、他市町におくれることなく庁舎内でのICTの活用を行い、迅速な住民対応や事務の効率化、コスト削減に取り組んできてるところでございます。

以上です。

○中村秀子議員

昨年3月議会において前田議員が質問いたしました、タブレットを活用した会議システムの導入を検討していくというような答弁がございました。会議資料の印刷に係る費用や負担軽減につながるものと思い、早急な導入が望まれますが、1年間の検討状況について説明をお願いいたします。

○松尾裕哉総務課長

議員おっしゃいますとおり、昨年3月の議会におきまして前田議員のほうから、事務及び会議のペーパーレス化についてという御質問をいただいております。本町におきましては、先ほど申しましたように、庁舎内の会議につきましては必要な書類や会議資料について現状として紙で配付を行っているところでございます。書類や会議資料が多くなってまいりますと、資料の印刷や順番どおりにとじ込む製本作業には多くの時間、労力を要しているのが現状でございます。

タブレットを利用した会議システムについての検討はということでございますが、

現状といたしましてはまだ具体的に議論等は行えていない状況でございます。ただ、本町の行政経営プランにおきましては、ペーパーレス化やA Iの活用による行財政改革や組織機構のスリム化、それから事務の省力化につきまして協議していくことといたしておりますので、それに向かって検討していくことにはなると思います。

以上です。

○中村秀子議員

先日、テレビを見ておりますと、県庁内で行われた会議の様子が映し出されておりました。その中で、皆さん机上のタブレットを見ながら話し合いがなされている様子でございました。本町でも、タブレット等による会議システムは、まず庁内の会議や議会で活用しながら運用を広げていくことができるのではないかと思います。これから導入に当たっての課題と見通しについてお願いいたします。

○松尾裕哉総務課長

先ほど述べましたとおり、まだ現状といたしましては導入に向けた具体的な議論は開始はできておりませんが、今後、タブレットを利用しての会議を行うに当たりましては、導入のメリット、それからデメリットの確認、それから導入後の運用方法などの整理が必要かと思われております。

タブレットを会議で利用する上でのメリットにつきましては、ペーパーレスによる紙の節約、それから資料を準備する上での、先ほども申し上げましたが、とじ込む作業等の省力化が見込まれるところでございます。

しかしながら、デメリットといたしまして、これまで配付されました紙資料への直接メモができたこと等が、タブレット利用による資料配付にかわることで今後どのようにするかなど、事前に確認をし、周知すべきところが出てくるかと思われま

す。また、紙で利用していた様式等をそのままですと、タブレットで閲覧する際に画面の大きさにも制限がかかってくるというふうなこともございます。タブレットでは拡大、縮小は自由に行えるメリットはございますが、これまでの紙の様式を変更することなく、そのままタブレットを介して閲覧をいたしますと非常に見にくく、タブレット用に様式等の変更が必要になってくるというふうなことを、先進的に取り組んでおられる自治体で会議等で使った場合、そういうことがあったということを言われているのも事実でございます。

このように、会議においてタブレットを利用する上では、協議事項や取り決める事項、研究すべき事項が出てまいります。また、タブレット利用による会議システムの導入につきましては当然予算も必要となりますので、タブレットによる会議を推奨し、導入していくのであれば、費用に見合った利活用をすることが必須になってくると思っております。限られた町予算の中で、新しい事業を開始する上で業務コストを考えつつ、どのような会議で利用するか、また会議システムにはどのような機能が必要かなど、十分協議を行いながら慎重に取り組むべきものかと思っております。

そこで、市町におくれることなく庁舎内ペーパーレス化やタブレットを活用した会議システムの導入、この運用方法等を検討する上でも、先進的に取り組んでおられま

す自治体を参考にしながら協議、研究する庁舎内でのワーキンググループ等を結成して検討していったらということを考えております。

以上です。

○中村秀子議員

今年度の予算書を見ておりますと、議会システムあるいはそういうことに関する予算化、試行の面においてもそれはまだなされていないように見受けました。昨年1年間かけてというか、今後検討し、調査をしていくというような話でございましたので、今、先ほど課長が言われたことは去年1年間の中で、あるいは全部とは行かないまでも検討したり、業者を呼んだり、いろんなことをやられたのではないかなというふうに思っておりますけれども、ことしから、ゼロからスタートになるというようなことなんで、ちょっと私はそういうふうに受け取ってしまいましたが、いかがでしょうか。

○松尾裕哉総務課長

タブレット導入につきましては、今、議員おっしゃいましたとおり、検討がまだ具体的に進んでないのは事実でございます。今、言いましたペーパーレス化とか、そういう省力化、行政改革の部分については当然、毎年検討しておりますけど。予算化につきましても、ある程度の予算でどれくらいタブレットを導入すれば、例えば5年リースであるとどれくらいかかるというような、そういう検討は当然しておりますので、導入に向けて具体的に入っていないという段階ではありますが、資料的なものはそろえて、今後、検討に向かって進めていくということでございます。

以上です。

○中村秀子議員

全国的にもそうですけれども、県内、全国でもAIの活用というのは、福祉の分野であったり、医療の分野であったり、教育の分野であったり、さまざまな分野で、もちろん行政もそうですけれども、AIの活用というのは働き方改革にもつながりますし、通らなくては、なくてはならないというか、絶対にそういう時代、さっきのGAPではありませんけれども、絶対にそういうふうな方向にしなければいけないと思います。

例えば、我々ここにいる議員も含めて課長の皆さんはもう、何て言うかわからんですけれども、年上というか、高齢者に近い部類というかですね、年齢層が上ですよ。もし、ここが20代、30代で課長さんであったり議員であったりすると、こんな議論は不要なような感じがいたします。前提条件がそれで、じゃあどうするかというふうになっていく議論じゃないかなと思っております。

我々もやっぱり時代に対応し、時代の波に乗って、波に乗ってというのはいい表現じゃないかもわかりませんが、時代の変化に対応しながら柔軟に、僕は、私はそがんとはちょっと苦手けんがもうちかっとよかろうというような発想からだけは脱して、果敢にチャレンジするというようなですね。

今の若者が全てICTを使いながらやっているということを鑑みますと、我々世代

も、人生100年ですから、ICTあるいはAIを活用しながらさまざまな事務、行政、議会、議員活動、そういうふうなことに取り組んでいかなければならないんじゃないかなということが私の考えでございますが、県内でも続々といろんなところでICTを使ったシステムを導入したり、全国的にもたくさん、もっと前からされてるところもありますけれども、先ほど課長さんがおっしゃいましたように、最後にはならないように、ぜひ実現を目指して推進していただきたいと思いますというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○片渚栄二郎議長

これで中村秀子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

14時09分 休憩

14時25分 再開

○片渚栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。友田香将雄議員。

○友田香将雄議員

本日最後の一般質問を行います。議員番号1番友田香将雄でございます。皆様お疲れと思しますので、早速質問に入りたいと思います。

今回、2つのテーマで質問する旨、通告をしておりますが、質問の関連上、前後を入れかえさせていただきたいと思いますが、議長、いかがでしょうか。

ありがとうございます。そしたら、入れかえて質問させていただきます。

最初に、地域活力の創出と地域経済の活性化についての質問です。

我が町の限られた予算の中、ふるさと納税制度により本町にいただいた多額の寄附金は大変重要なものであり、今ではなくてはならない重要な制度であると考えております。そこでまず、本町においてふるさと納税制度をどのようなものとして捉え、重要性についてどのように認識してるかをお尋ねします。

○久原浩文産業創生課長

ふるさと納税をどういう分で捉えているかということでございますけれども、この制度については平成20年度から始まっております。今も趣旨も変わっておりませんが、ふるさとを離れて都会のほうに出向いた白石町の方がふるさとを思って寄附をする。または、白石町を応援していただくということで寄附をいただいている制度でございます。制度の趣旨自体は当初から何ら変わっておりませんが、うちのほうもそういった趣旨のもとに寄附をいただいて、いろいろな事業等に、地域活性化のために使わせていただいている大事なふるさと納税の寄附だということで認識しております。

以上です。

○友田香将雄議員

ふるさと納税制度について、総務省のふるさと納税ポータルサイトのところに、ふるさと納税には3つの大きな意義があるというふうに載っています。1つ目が、納税者が寄附先を選択する制度、これをすることによって寄附金の使われ方を考えるきっかけとなる制度。それによって納税の大切さを認識することの意味があると。2番目に、生まれた町、お世話になった町、それから応援したい町、地域への力になれる制度であるということです。3番目に、先ほど答弁にもありました自治体の取り組みをPR、そして地域のあり方を改めて考えるきっかけとなる制度であるということです。

私、2年前の議員になって一番最初の一般質問のところに、このふるさと納税について質問させていただきました。そのときから何度かこのテーマについて質問させていただきましたが、なぜ私はここまでふるさと納税制度について重要視しているかといいますと、先ほど申しあげました3番目の、地域のあり方を改めて考えるきっかけを与えてくれる制度であるということに着目しているからです。

我が町白石町の魅力はどんなところにあるのか。どういうよさがあるのか。今後、この町はどのような方向へ進んでいきたいと思っているのか。そういうところを、ふるさと納税制度を通して多くの方に知ってもらい、そして応援してもらうその声をまちづくりに反映し、洗練していく。この工程こそが、より多くの方から寄附をしたい、応援をしたいと思ってもらえることにつながる、まさに地域力、まちづくりの原点であると、私としてはそう信じております。

ふるさと納税に取り組む以上、そういった視点を持った上で当該制度に取り組むべきであると考えておりますが、その点についてどのように認識されていますでしょうか。

○久原浩文産業創生課長

当然、今、議員おっしゃったように、寄附によって白石町の今からの地域活性化、それからまちづくり、そういった分に十分生かすような制度、そういったものが重視されるということで認識しております。

以上です。

○友田香将雄議員

例えば、我が町白石町でありますと、返礼品の使い先というところで多くの項目が載っております。その項目を見ることで、白石町がこういった方向に進んでいきたいと思っているのかが見てとれるというところにつながります。こういう地域のあり方を見詰めて、そして洗練していく。ふるさと納税制度に取り組むためには一番持つておかななくてはならない視点だと思っております。ただ単に寄附金を集めればいい。目先の金を入手することができればそれでいい。それも確かに一つのやり方ではあると思います。しかし、目先につられて地域の魅力を育てることをおろそかにしているような、そんな志を持たない自治体は衰退してもやむなしであると思います。

そのことを前提に質問です。現在、本町のふるさと納税の商品ラインナップにつきまして、掲載条件はどのようになっているのでしょうか。総務省の話はこの後聞きます

ので、まずは現状についてだけお教えいただければと思います。

○久原浩文産業創生課長

本町の返礼品の考え方でございますけども、これについては白石町ふるさと応援寄附金の謝礼品選定に関する取扱要綱で定められておりまして、謝礼品につきましては白石町をPRできる特産物を原則とするといったことでされております。当然、返礼品、後だってまた総務省のほうのあるかもわかりませんが、返礼品の調達割合については昨年11月から3割以下といったことでさせていただいてるのが現状でございます。

以上です。

○友田香将雄議員

白石町のPRができる特産物ということだったのですが、特産物の定義について、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○久原浩文産業創生課長

特産物という考え方については、その地域で、白石町で特に多く生産されている、あるいは特に上質なものが生産される製品のことを言いますけども、基本的には、1次産品であれば白石町産という前提であって、また加工品等につきましては白石町産を原材料として加工されたものということと定めているところでございます。

以上です。

○友田香将雄議員

先ほどの加工品のところに関しまして、町内で生産された材料を加工した商品ということだったと思いますが、町外の生産物を町内で加工した商品については、そしたら現在は取り扱いできないという枠組みになっているという認識でよろしいのでしょうか。

○久原浩文産業創生課長

何らかの白石町産の部分の材料にさせていただいて、それを加工した食べ物とか加工品、それをされておまして、もちろん、何も白石町産のを入れない加工品については返礼品としていないところが実情でございます。

以上です。

○友田香将雄議員

何度も確認になるんですが、現在、ふるさと納税制度の返礼品として登録されてるラインナップについては、そしたら先ほどの町外の生産物による加工品は該当してないという認識でよろしいということよろしいのでしょうか。

○久原浩文産業創生課長

町外の農産物は該当しないということで、ただ1つだけ、牛肉については佐賀県産で出させていただいている状況でございます。

以上です。

○友田香将雄議員

そうしましたら、ちょっと教えていただきたいと思います。この白石産という枠組みですね、この後も話を少しさせていただきます道の駅のところの地場産品のところの枠組みに近いようなものを感じております。例えば、今回、今現在の前提として町外の生産物に関しての町内の加工は認めていないというところだったんですが、逆に言ったら道の駅のほうは、工芸品のところに関してはそれを認めているところがあります。そのこのこの違いというのはどういった形で導入されたという経緯があるのでしょうか。

○久原浩文産業創生課長

道の駅の分については、これは道の駅の出荷者協議会のほうで、道の駅しろいし農林水産物直売所運営要綱という形で、道の駅の出荷者協議会の設立総会の折に定められて承認をいただいております。その中で、手芸品、工芸品については町内産といったことで決定をされております。ふるさと納税の製品の考え方と、そこは当然、道の駅は出荷者協議会のほうで議決を受けたといったことで認識していただきたいと思っております。

以上です。

○友田香将雄議員

その答弁についてまた再度御質問なんですが、ではふるさと納税の返礼品を定める、先ほどの定義を決めるあたりに、工芸品というところに関しては認識をもともとされてなかったという認識でよろしいのでしょうか。

○久原浩文産業創生課長

当時、この要綱の定めについては27年ですけども、工芸品等の認識がなかったというわけではないと思います。あくまでふるさと納税についてはふるさとを応援していただく方の寄附でありますけど、同時に白石町をPRするという部分がかなり来ております。その分を含めて、やはり特産物、そういった部分の捉え方で今まで来てると思っております。手芸品とか工芸品をないがしろにしてるというわけではございません。あくまで白石町のPRという形で、特産物であるタマネギ、レンコン、農産物と、それから加工品という形で捉えられてると思っております。

以上です。

○友田香将雄議員

そしたら、先ほど申し上げていました総務省の現在検討してる件の話に入らせていただきます。

現在、総務省では、返礼品について新ルールを定めるよう検討を行っております。返礼品を調達費が寄附額の30%以下の地場産品に規制する地方税制改正案を通常国会に提出していると。で、改正されれば6月以降、寄附金募集が適切だとした自治体のみをふるさと納税制度の対象とすると。

この地場産品として認めるかの基準は、総務省が定めるべく、現在、内容が検討されているというところで把握しておりますが、一つの指数となるのが、昨年春に自治体に通知された内容と思っております。その内容が、自治体内で生産されたものや提供されるサービスが適切であるというものでした。

この内容でいけば、現在本町が定めている掲載基準より緩いと思われれます。仮に、総務省の地場産品の定義が明らかにされた場合は、その基準にのっとりて掲載商品を取りそろえていくのか、それとも先ほどありましたように独自により厳しい基準にして運用していく方向なのか、そちらについて教えてください。

○久原浩文産業創生課長

議員おっしゃるように、昨年、30年4月に通知がございました分については、返礼品について、地方団体の区域内で生産されたものや提供されるサービスといったことで、これが地場産品であるという形でなされておりますけども、具体的な部分については明示できておりません。

今おっしゃいましたように、地方税制の改正に基づきまして昨年の12月に通知が参った分についても、前年の4月に出された分での地場産品の定義については示されておりますけども、地場産品に対する総務省の考え方ですね。定義じゃありません、まだ。そういう定義する方向で検討してるという部分で通知が参っておりますけども、それについては、当該地方団体の区域において生産された物品、または提供される役務、その他これに類するものという部分で、考え方で定義を検討していくといったことになっております。

今言いましたように、具体的な地場産品の定義についてはこれから示されるものと考えております。今のところ、うちのほうも昨年の4月の地場産品の考え方では具体的な部分が出ていないといったことで、そのまま、当初のまま来ておりますけども、今後、地方税制改正が検討される中で、はっきりとした総務省からの具体的な地場産品の定義が出てくるものと考えておりますので、その段階で検討していくべきだと考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

そしたら、現在検討されてる段階というところですので、確実なことは言えないというところの答弁だということですが、これに関しては町長のほうに質問をさせていただきたいのですが、ある一定の基準が出た場合、もちろん加工品、もしくは先ほど答弁にもありましたようにサービスのところが今の基準では返礼品として登録ができない現状があるというところで、もし仮にそういったところに関して町内の返礼品として認めるような形が総務省のほうから通達があった場合は、それも視野

に入れた形での返礼品ということで検討をしていただけるものなのかどうかというのを教えていただきたいと思います。

○田島健一町長

御答弁申し上げます。

農産品だったら、単純に白石町でできてるといのがわかるわけですが、加工品であるとか工芸品等々については、どこの部分までが白石んとで、あとはよそのとかというのがなかなかわかりづらいところがあるわけですし、これについては、総務省さんが基準を示された折には、どのくらいの割合で白石んとの入っとうるか。例えば、白石といっても1%か数%しかないというのを出せるやろうかという話にもなると思います。

そこら辺については、先ほど言いましたように返礼品の協議会ありますので、その中で議論をさせていただきたいというふうに思っているところでございまして、私が個人的に、町長がよかと言うたばいということじゃなくて、みんなで議論をして、これは白石をPRするため、また白石を応援してくださるためにはようはなかかというところを合意形成をしていかないかんかなというふうに思います。

以上です。

○友田香将雄議員

ここで一番大切なものは、地元産、地元を応援する商品であるということに関しては絶対に譲っちゃいけないところがあるというふうに考えています。そこは町長のほうとの認識も、私の認識も違いはないというふうに考えております。

いろんな自治体で返礼品の取り扱いをされておりますが、先ほど申し上げましたように、志を感じないような返礼品を登録されてるところも多々あります。そういった形でしていくよりは、しっかりと白石町産はこういうものだ。白石のサービスとしてはこういうものがあるというところの枠組みをしっかりと伝えられるような返礼品を考えていくと。そういうところは必ず充実していかなければならないと思っております。

その上でも、加工品、もしくは先ほど申し上げました、例えば観光ツアーであったり、いろんな体験であるというところの無形のサービスを返礼品として取り入れることができる。そういったところの目線を考えていくことが、まちづくり、地域創生のところの一つの鍵になっていくというところを思っております。そこが、先ほど申し上げました選んでもらうに相応し、地域のあり方を考えて、本町の地域力、まちづくりの推進につながるふるさと納税の運営をしていく必要があるというところにつながっていくのではないかなと、私としては思っております。そのあたりも含めまして、本町として来年度の返礼品の充実についてどのように対策を行っていくのか、そのあたりについて答弁をお願いします。

○久原浩文産業創生課長

ふるさと納税の返礼品の考え方、もちろん総務省のほうで定義について示されるとは思いますけれども、その検討をした上でございますけれども、今議員さんおっしゃいまし

たようにサービスという面の部分ですね、そういった部分についても返礼品のほうに加えていくということは考えていかななくてはならないと思っております。特に例えば、こちらのほうは宿泊がないんですけども、観光の面のサービスとかそういった部分についても、提供される役務、サービスという部分で考えていくべきだと考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

これから総務省が定義を明確にする方向でありますので、明確にした際、白石町のふるさと納税の取り組みがよりよいものになるよう、しっかりと対策をしていただきたく、お願いして、次の質問に移ります。

道の駅しろいしにおいては原則、町内産のみを扱うこととされていますが、今現在の現状はどのようになっているのでしょうか。答弁をお願いします。

○久原浩文産業創生課長

御質問の道の駅しろいしの販売品につきましては、先ほども申しましたように、道の駅出荷者協議会設立総会で決定、承認をされた道の駅しろいし農林水産物直売所運営要綱で定められておりまして、原則、農林水産物につきましては白石町内で出荷者みずから生産したものと。加工品につきましては、白石町産原料を使用したものとしております。また、手芸品、工芸品につきましては、白石町内で生産されたものとして定義をしておる状況でございます。

以上です。

○友田香将雄議員

先ほど答弁にもありましたように、道の駅しろいし農林水産物直売所運営要綱の販売品についての項目のところを拝見しました。その(3)には、町外製品の取り扱いについてのところに、この施設の設置目的として1次産業所得の向上、地域農業の活性化を第一としているため、原則として町外産原料により町外で加工されたものについては販売しないとあります。

この前段に商工業の活性化の言葉が入ってないというところに関しては大変残念ではありますが、ここにあります町外産原料により町外で加工、製造されたものという文言を見ますと、町外産原料により町内で加工、製造されたものに関しては町内産物の取り扱いなのかなというふうに感じておりましたが、その一方、加工品の項目のところには、原則、町内産原料を用いた農林水産物加工品というふうにありました。そうなると、先ほど申し上げました町外のほうでの原料を町内で加工、製造されたものに関しては町外産扱いなのかというところで、ちょっとわからないところがあります。このあたりについては明確になっていないような印象を受けますが、現在の認識としてはどちらなのでしょう。

○久原浩文産業創生課長

販売品のところで、今言いました、原則、町外産原料により町外で加工されたものは販売しないとあったことで、町外産の原料でされてる、加工品については一部でもいいんで白石町産のほうを使っていただくといったことで認識をしてるところでございませう。出荷者のほうも認識されてると思ひませう。ここで言う、原則、町外産原料については販売ができないといったことで認識してるところです。

以上です。

○友田香将雄議員

この町外産のところの取り扱いなんですが、こちらの町外産に対する制限により商品のラインナップに支障を来すのではないかという懸念が以前よりいろんなところから出ておりますが、その件について現在どのような状況でしょうか。

○久原浩文産業創生課長

これについては、今言ひましたように出荷者協議会のほうで議決をいただいた部分でございませう。ただ、もちろん、道の駅オープン当初はこういった要綱の部分でいきたいということとございませうけども、始まってからいろいろお客様のニーズ等が出た場合については検討していくべきではないかという部分も、運営母体、それから出荷者協議会の中でも意見としては出ている状況でありますけども、原則としてはスタートからはこの要綱に従ってやっていくものだと考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

ここで確認したいのですが、町外産の取り扱いについては、先ほどの答弁にありませうように、出荷者協議会の判断に影響してくるといふところだったと思ひませう。私がおぼつかないで改めて整理をさせたいたいのですが、商品のラインナップについての権限といふところは、基本的に考えると委託管理団体、今回議案にも出ておりますが、そちらのほうが大體ラインナップをどういふふうにしていくのかといふ権限を持つべきなのじゃないかなといふふうで認識してありますが、今現在のルールとしては、商品のラインナップについては出荷者協議会が判断をするといふ認識でよろしいのでしょうか。

○久原浩文産業創生課長

委託販売で道の駅のカンパニーのほうがあります。もちろん、今言ひましたのは出荷者協議会での要綱の定め方とございませうして、ラインナップ等については、道の駅カンパニーと出荷者協議会が一堂に会する直売者運営会議、この部分で協議をして決めていくといふことになると思ひませう。

以上です。

○友田香将雄議員

もう一度確認です。といふことでしたら、今のルールの中でも、委託管理団体のほ

うがこういう商品を置きたいとした場合は、それを導入に向けて検討することは可能であるという認識でよろしいということでしょうか。

○久原浩文産業創生課長

当然、運営母体のほうでこういった部分という部分でお話があれば、出荷者協議会にお諮りして、今言いました直売所運営会議のほうでお諮りして協議していくといったことになると思います。

○友田香将雄議員

ここで、そういう要望が出てくるかどうかも含めてお聞きしたいのですが、今現在、道の駅を建設されてる周辺のところにはスーパーとかないというところで、買い物難民の方が出ているという状況があります。道の駅の役割として、近隣住民のニーズも含めて、そういったところを導入することも必要になってくるのじゃないかなというふうに思っておりますが、買い物難民が今発生してる状況があって、例えば町外産の商品、これはどうしても取り扱いしてほしいという要望等は今現在出たりしてるのでしょうか。

○久原浩文産業創生課長

要望という部分ではこちらのほうには届いていないという部分であります。当然、今の議員の考えどおり、いろんなニーズが出てくると思います。ただ、今現在そこまでの議論は、運営団体、それから出荷者協議会等では検討してない状況です。

以上です。

○友田香将雄議員

そうしましたら、今、町の担当課のほうまでは話は来ていないというふうな認識でよろしいんですね。担当課のそこまではそういった要望等は聞こえてきてないということですよ。

○久原浩文産業創生課長

直接、要望という部分は聞いてないという形で、恐らく町民の皆さん、議員さんでもありますけども、声はあるのかなという分は認識はしております。

以上です。

○友田香将雄議員

わかりました。結構、そういった話というのは今、町民さんの中でも出ているというところがありますので、仮にそういった要望がもうちょっと声が大きく出てきた場合というのは、今現在でも検討ができる状況なのではないでしょうか。それとも、やっぱり6月のオープンの後に考えるという流れになってくるのでしょうか。

○久原浩文産業創生課長

私のほうもはっきりしたことは言えませんが、今決められた部分については、オープンまではそういった形で原則論でいきたいといったことでお話をさせていただいておりますし、6月以降、オープン後、そういったニーズ、お客様のニーズ等を捉えていかなくてはならないと考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

じゃ、最後に1個だけ。先ほど、オープンしてからまた改めてそういったところに関してはブラッシュアップしていくということだったんですが、オープンが6月ということだったので、まだ3箇月程度あるという状況です。今現在、例えばそういった声が大きくなっていくのであれば、今前段としても検討はできるものじゃないかなというのは認識として思います。オープンまでとなってきましたと、例えば半年後、1年間とか、早くてもそういった形になるかなと思います。それまでの期間、地域住民の方たちとしては不便を強いられるというところがありますので、もう少し早い段階での検討、今の状況でも町外産をどのような形で取り扱いするのかということに関しては、もうちょっと議論のほうは深めていいのではないかなというふうに思います。そのあたりについていかがでしょうか。

○久原浩文産業創生課長

白石町産の考え方についても、27年から検討協議会、それからワーキング等でお話ししながら、話を煮詰めてきて白石町産といったことでなっております。その分についても、議会ですんで、そういう意見が出たという分はお伝えしながらしていくものだと思っておりますけども、27年からずっと積み重ねた議論の部分もありますんで、今の私の答弁としては、6月のオープンまでは原則部分でいくものだと考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

先ほども申しあげました町外産品の取り扱いですね、こちらのほうに載っていますところに、中に書いてあります。町外産品の扱いは原則しないというところなんですけど、ただし冬季及び出荷が少ないときや生活利便性の確保、お客様ニーズなどへの対応としては販売することができるというところが書いてあります。生活利便性の確保というところが、今まさに申しあげました買い物難民が発生しているという状況の中で、ここが今見るべきところじゃないかなというふうに思っております。積み重ねられた議論の上で今現在なっているということに関しては重々承知するところですので、あとは地域住民の方のニーズというのもあわせてぜひ検討していただいて、少しでも早い見直しのほうをやっていただきたいというふうに要望して、次の質問に参ります。

ことし、先ほどの道の駅なんですけど、6月1日オープンを迎えます。道の駅はこれからの本町のまちづくりに大きな影響を与えていくものと思いますが、あくまで道の

駅はきっかけです。大切なのは、道の駅をきっかけとして白石町全体に多くの人を呼び込む。それが目的でありますし、もっと言えば、それができなければ道の駅の役割は半減してしまいます。町全体に多くの人を呼び込む、すなわち関係人口の増加を目指すために、今後、どのようなまちづくりのビジョンを描いているのでしょうか。

○久原浩文産業創生課長

道の駅しろいしにつきましては、白石町の新たな観光スポットとして期待をしているところでございます。また、白石町に人を呼び込む核として、あらゆる可能性を秘めた施設であると思っております。ただし、現状を見ますと、有明海沿岸道路福富インターの未開通もあり、まずは道の駅しろいしとしての確固たる土台づくりが先決であると考えております。いかに人を呼び込み、道の駅しろいしとしての認知度を確立できるか、いかに白石町産のものを買っていただけるかということを最重要課題として位置づけまして、それに向けて取り組みをまずはやっていきたいと考えております。

御質問のまちづくりのビジョンとしましては、道の駅を入り口として、いかに町内に足を運んでいただけるか、いかに長く滞在していただきお金を落とすことができるか、もらうかということを考えていくべきだと思っております。

この課題に対しましては、行政、道の駅だけで取り組んでいけないものではないと。商工会や漁協、JA、地域づくり団体など関係機関の協力を得て協議し、具現化していく方策が最善だと考えております。いろんなアイデアを出していただき、まずは小さいことからでもやっていくということが必要ではないかなと思います。その手法として、食をテーマにしたり、観光を活用するというのも一つの方法だと考えます。

一、二年ですぐに結果が出るものとは考えておりませんが、そういう連携のもと、みんなで知恵を出し合って、みんなで行動してということが今後の白石町を支えていき、道の駅を核としたまちづくりにつながっていくものと思っております。

以上でございます。

○友田香将雄議員

先ほど、観光面のところについても答弁がありました。観光用としても整備を進め、町外から人を呼び込むための施策を考えるに当たって、国土利用計画のところだったりとか、あとは立地適正化計画、または都市計画の整備、この辺にも深くかかわってくると考えておりますが、そのあたりについてはどのように考えているのでしょうか。

○久原浩文産業創生課長

町のほうには国土利用計画等、いろいろなプランがございます。その辺も含めて、庁舎全体の中として捉えて協議をしていくべきものだと思っております。

以上です。

○友田香将雄議員

観光面のところも先ほどお話をしましたが、ただ今回のまちづくりというのは、道の駅を核としたまちづくりについては観光だけではありません。関係人口の増加によ

る、例えば移住・定住策が関係してきたりとかというところもあります。後継者育成のところも影響はしてきます。そういった観点から考えていきますと、国土利用計画のところである程度示されたビジョンというのを、例えば立地適正化計画だったり都市計画のところ、そのあたりはしっかり整合性をとっていくという作業がとても大事になってくると思われませんが、そのあたりについていかがでしょうか。

○田島健一町長

道の駅を核としてまちづくりをというお話でございました。国土利用計画におきましても、既に道の駅を想定した上での利用計画となっております。そういったことから、道の駅が完成した暁には道路も県道武雄福富線が延伸されますし、この武雄福富線が一段と交通量も多くなってくるんじゃないかなと。そういった沿線の中でいろんなゾーニングをさせていただいてるところでございます。

先ほどから議員からもいろいろと議論をさせていただいてるところでございますけれども、とにかく道の駅というのは4つの機能があったわけでございます。休憩施設であるとか情報発信、地域活性化、そして防災。その中において、地域活性化とか情報発信の中では観光、そしてまた定住促進等々についても関与してくるんだというふうに思っております。

地元の方々だけで道の駅じゃない。白石町に来ていただく、そしてまた応援していただくという方たちをどんどん引っ張り込みにゃいかん。また、核とした、道の駅から杵島山地への観光であるとか、有明海沿岸への観光であるとか、いろんなことがあるかと思えます。また、農業の体験というのも計画していかないかんやろうというふうに思っておりますので、そういった意味で都市計画とは、国土利用計画ゾーニングとは切り離せないものだというふうに思っております。具体的に、これをどうする、あれをどうするというのはまだ目に見えないところではございますけれども、そういう大きな視点で今後も取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○友田香将雄議員

先ほど、産業創生課長のほうからの答弁にありました。やっぱり一朝一夕でいかないと。すぐに結果は出ないので、長期的視野を持って考えていく必要があると。3年、5年と言わず、5年、10年、20年とか、そういう形での長期的視野を入れてまちづくりをやっていかなくゃいけないというところがあります。だからこそ、まちづくりを捉えていくためにはスピード感を持って、前もって動きを上げていくというところが一つの鍵ではないのかなというふうに思っています。

先ほど、町長の答弁のほうにもありましたように、これからのところがたくさん出てくると思います。だからこそ今、道の駅がオープンして、そこがある程度軌道に乗るまでというよりは、道の駅がもうすぐオープンするからこそ、今のところから、そこから先を見据えたまちづくりをどうするのか。そこから先の、じゃ、整備をどうしていくのかというビジョンを今から固めていかないと、逆に道の駅がオープンして落ちついてからとなってくるとその分の、先ほどの地域住民の方たちの不便解消の話と

つながってはきますが、結局、そこまで待つてしまうとずれ込んでしまう。後倒し、後倒しで整備が進んでしまうというところがあります。

その期間というのはどうしても、例えば2箇月、3箇月じゃなくて1年、2年とか3年とか、そういったレベルでずれ込んでいきますので、ほかの町から出おかれてしまうというところが懸念されてなりません。なので、いかにスピード感を持って取り組むことが大切であるかというところは本当に、私が言うまでもありませんが、しっかりとここについて本格的な検討をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○田島健一町長

私、先ほどの答弁で、道の駅ができてからどうのこうのということじゃなくて、もちろん既に国土利用計画も書いておりますし、それに向かって私は少しずつ動いてきてるんじゃないかなというふうに思っております。皆さん御承知のとおり、下箕具には大きな施設ができようとしておりますし、また沿線でも開発の話もちよこちょこと聞こえてきてるところでございます。そういったことで、道の駅周辺においてもこれからいろんな企業さんあたりからの相談も出てくるかもわかりません。ゾーニングしておりますので、農地転用等々も出てくるかもわかりませんが、そういったことで、とにかくおくれをとったらいかんということは肝に銘じてやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○友田香将雄議員

よろしく申し上げます。

そしたら、次の質問に参ります。

本日、冒頭からずっと、まちづくりについてというところに特化してお話をさせてもらいました。そのまちづくりの視点という大枠なところで今まで話をさせていただきましたが、もう少し具体的なところを今から質問させていただきます。

本町と学校法人旭学園佐賀女子短期大学とは、平成27年8月に、相互の発展を目指して連携、協力する包括協定を締結されております。人材育成やまちづくりに関して連携していくこととされていますが、これまでの取り組み状況について伺います。

○坂本博樹白石創生推進専門監

佐賀女子短期大学との包括締結でございますけども、白石町におきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、大学、高等学校等の教育機関との連携推進について基本目標として掲げておきまして、議員言われますように、27年8月に佐賀女子短期大学と相互の発展を目指して包括連携協定を締結いたしましたところでございます。

それ以降、地元への定着、あと学生のキャリア教育の充実、地域産業の振興、白石町のPR等、人材育成や地域社会の発展の推進を目的として、まず6次産品の開発に取り組んでおります。これは、飲むタマネギ酢でございます。あと、田植えやタマネギの収穫等の農業体験学習、郷土料理であります須古ずしの調理実習、それと短大の

学園祭等の学校行事におきまして白石町の食材提供等、そういったものを行っておるところでございます。

本年度におきましては、須古ずしの調理実習を2回ほど、また昨年7月のひーでんぎおんといいますか、祇園の前夜祭で日本語交流会しろいしWaWaWaを主催しましたけども、外国人の浴衣の着つけの体験、これについても佐賀女子短期大学の学生の皆さんの協力を得て実施をいたしたところでございます。

以上でございます。

○友田香将雄議員

そしたら、平成27年からということだったので4年程度取り組まれているということなんですが、そのあたりで見えてきた課題というものはどのようなものがありますでしょうか。

○坂本博樹白石創生推進専門監

数年取り組みをしておりますけども、まず、課題といいますか、学校側との連携で取り組んでおるところでございますけども、どうしても学校側のカリキュラム、そういったもので行事がうまくとれないといったところが課題かなというふうに思っているところがございます。

以上でございます。

○友田香将雄議員

地域を志向する人材育成を目的とした大学COC事業と言われてるものですね。あともう一つ、地域就職率の向上を目標とするCOC+事業。こちらは、現在、さまざまな大学が積極的に取り組んでおります。佐賀女子短期大学と同じように、現在、佐賀県下でも佐賀大学、西九州大学などが、例えばこのあたりでいえば小城、佐賀市、鹿島市、吉野ヶ里町など1県6市1町へ、積極的に学生を地域に送り出して、地域課題解決型の実践教育、アクティブ・ラーニングなどに取り組まれています。

先ほど答弁にありましたように、佐賀女子短期大学に関しても、我が町白石町以外にも多くの自治体との協定を結ばれているというところがありますし、また2年大学ということがあってカリキュラムがよりシビアであるというところで、なかなか日程等の調整、または都合がつかないというところで苦戦されているということに関しては、佐賀女子短期大学のほうからもお話を伺ったことがありました。

そこで、私としては、今、佐賀女子短期大学のほうとの取り組みというのは本当すばらしいものであります。だからこそ、多くの大学と連携協定を結び、同じように本町全体を教育のフィールドとした取り組みというのを提案することができないのかというふうに思いますが、ほかの大学との連携についてどのような考えを持たれてるでしょうか。

○坂本博樹白石創生推進専門監

現在、佐賀女子短期大学1校との包括協定連携、連携をしておるところでございます。

すけども、ほかの大学との連携はどうかということでございます。

先ほど言われました、例えばCOC+、いわゆる地（知）の拠点大学による地方創生推進事業でございますけども、先ほど議員言われましたように、佐賀大学が主要な役割として西九州大学あるいは佐賀女子短期大学、龍谷短期大学、それと県、そして10市10町がメンバーとなったところでの佐賀地方創生人材育成活用推進協議会というのがございます。そういった中で本町も、その目的としましては先ほど言われましたように地元就職率の向上とか、そういったものでの協議会でございますけども、イベント等があった場合には白石町としても出展といいますか、参加をしているところでございます。

それで、他の大学との連携でございますけども、そういった機会があればぜひ、町も大学側もお互いのメリットがある関係で連携が進めていけるようであれば、そういったことも進めていく必要もあろうかと思っておりますけども、現在のところは佐賀女子短期大学1校との連携ということでございます。

以上でございます。

○友田香将雄議員

佐賀大学含め、教授の方と話をすると、学生の活動できるフィールドというのは常に探しているという声が聞こえてきます。だからこそ、学生たちは今、私が思ってる以上に、町への取り組みについてアクティブに取り組みたいと思う子は本当にいます。そういったときに、受け皿として白石が率先して迎え入れてあげられる仕組みというのはこれからしっかり取り組む必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますし、また、今、本町が推進している6次産業化や新商品開発などの分野におきましても、教育機関との連携は非常に有効であるというふうに考えています。

今、大学の話ではありましたが、本町には佐賀農業高校と白石高校の2つの高校があることから、大学とはもちろん、高等学校との連携は積極的に行っていくべきではと思っております。これからの産学官連携のあり方について、本町の取り組みとしてどのように考えてるのかをお願いします。

○坂本博樹白石創生推進専門監

先ほど、議員言われますように、教育機関との連携につきましては、まちづくりのいろいろな分野で活気をもたらして非常に有効というふうに考えております。地方自治体が知の源泉であります大学との連携、協働を図り、産学官それぞれが持つ知的、人的、物的資源を相互活用することで、魅力あるまちづくりと地域産業の振興を図っていくことが必要だと考えております。

繰り返しになりますけども、現在連携をしております佐賀女子短期大学とは、連携できることは積極的に実施していくという共通認識を持っておりまして、現在のところよい形で連携ができてるというふうに考えております。お互いにメリットがある関係で連携を進めていきたいというふうに考えてるところでございます。

先ほど、高校の話も出ましたけども、言われるように、現在、白石町には佐賀農業高校、白石高校がございます。この高校とも現在連携をしておりますし、特に佐賀農

業高校とは特産品の試験栽培とか、そういったところでも連携をしているというところでございます。

以上でございます。

○友田香将雄議員

これは私の考え方というところになります。議員になる前から、地域の活性化の鍵となるのは若い力であると。若い力というのは、我々じゃなくて、もっと下の学生たちであると。じゃ、学生ってのはどのぐらいかといったら、できれば中学生も入ってくるんですが、高校と大学の生徒たちが地域でいろんな形で試行錯誤しながら取り組む環境をつくるというところが、まちづくりのすごく重要なポイントであるということ、私、本当前からずっと話をしております。

皆さん御存じのように、佐賀県民だよりのところに、白石町で今活躍してくれている佐賀大学の農学部の子たちが掲載されております。これに載ったことによって町外のいろんな方から話をいただきました、白石町おもしろいことやってるねってことですね。こういった学生たちが地域のほうにおりてくることによって、今までどうしても人的パワー、限られた人材で、いろんな役で忙しくされている人たちがなかなか取り組めなかったところに若い学生たちのエネルギー、あとは積極的な取り組みがすごく地域の活性化につながるというところは、今もってすごく実感してると思います。

また、先月、先ほど申し上げましたように、農業高校の学生たちがテンペをテーマに、地域のほうの町民の人たちにテンペの魅力というのを発信してもらったイベントがありました。そちらのほうに参加された方たちも、高校生たちが自分たちの町の特産物を扱って、どんなに素晴らしいものなのかというのを熱く語る姿というのにすごく感動したというところを、やっぱり声を、言われてました。

なので、私としては、今、それでもいろんな大学生の子たちは地域のほうで活躍のフィールドがないというところで、いろんな形で模索してる子たちはたくさんいます。そういう子たちをいかに白石町のほうに引っ張ってきて、自由な発想を持って活動してもらおうかというところにもっともっと重きを置いていろいろやっていただければと思います。どうかそのあたりについて取り組みのほうをよろしく願いたいということで、私の一般質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで友田香将雄議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

あすも一般質問です。

本日はこれにて散会します。

15時22分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成31年3月6日

白石町議会議長 片 淵 栄二郎

署 名 議 員 井 崎 好 信

署 名 議 員 内 野 さよ子

事 務 局 長 小 柳 八 束